

令和元年6月天栄村議会定例会会議録目次

第1号（6月4日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告並びに例月出納検査の結果	4
陳情の付託	4
村長行政報告	4
一般質問	12
大須賀 溪 仁 君	12
小 山 克 彦 君	29
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
散会の宣告	48

第2号（6月7日）

議事日程	49
本日の会議に付した事件	49
出席議員	49
欠席議員	49
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	50
職務のため出席した者の職氏名	50
開議の宣告	51
議事日程の報告	51

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
陳情審査報告	8 0
閉会中継続審査申出	8 5
表彰状伝達	8 7
日程の追加	8 8
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 0
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 6
閉会の宣告	9 7

6 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和元年6月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

令和元年6月4日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
 例月出納検査の結果
日程第 4 陳情の付託
日程第 5 村長行政報告
日程第 6 一般質問
日程第 7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 8 報告第1号 平成30年度天栄村繰越明許費繰越しの報告について
日程第 9 報告第2号 平成30年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	北	嶋	正	君	3番	大須賀	溪	仁	君	
4番	服	部	晃	君	5番	小	山	克	彦	君
6番	揚	妻	一	男	君	7番	渡	部	勉	君
8番	熊	田	喜	八	君	9番	後	藤	修	君
10番	廣	瀬	和	吉	君					

欠席議員（1名）

2番	円	谷	要	君
----	---	---	---	---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 添田 勝幸 君 副村長 森 茂 君

教育長	久保直紀君	参事兼 総務課長	揚妻浩之君
企画政策 課長	北畠さつき君	税務課長	塚目弘昭君
住民福祉 課長	熊田典子君	産業課長	黒澤伸一君
建設課長	内山晴路君	参事兼 会管理 者	清浄精司君
湯支所本 長	星裕治君	学校教育 課長	櫻井幸治君
生涯学習 課長	関根文則君		

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	小山富美夫	書記	星千尋
書記	大須賀久美		

◎開会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和元年6月天栄村議会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和元年6月天栄村議会定例会は成立いたしました。

2番、円谷要君より、母親の葬儀準備のため、欠席の届け出がありました。

これより本会議を開会します。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

4番 服部 晃 君

5番 小山 克彦 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る5月27日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和元年6月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は6月4日より10日までの7日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君から報告がありましたとおり、本日より6月10日までの7日間といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月10日までの7日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告並びに例月出納検査の結果

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告並びに例月出納検査の結果については、皆さんのお手元に配付しておきました諸般の報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎陳情の付託

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、陳情の付託について。

本日まで受理した陳情は5件で、皆さんのお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。なお、これらにつきましては、所管の総務常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎村長行政報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、村長より令和元年6月定例会における行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、令和元年天栄村議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、諮問1件、報告2件、議案7件をご審議いただくわけですが、議案の説明に先立ち、3月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、天皇陛下のご即位に伴い、新たな元号「令和」が5月1日からスタートし、新しい時代を迎えたところでもあります。村民の皆様が夢を持ち、希望に満ちた活力のある地域を創造するため、気持ちを新たに村づくりを進めてまいり所存でございます。

次に、住民の生命財産を守る設備として、今年度導入を予定している小型動力ポンプ付積載車につきましては、先般、入札を行ったところでもあります。本定例会に購入に関する議案を追加上程し、ご審議をいただくこととしております。

また、5月26日には、阿武隈川上流総合水防演習が郡山市内の阿武隈川河川敷で開催され、本村においても村消防団が参加し、シート張工、木流し工などの水防工法について訓練を行い、水害に対する意識の高揚と体制の強化を図ったところでもあります。

次に、羽鳥駐車場整備事業につきましては、今月末の完成を目指して、建物解体及び舗装工事を進めているところでもあります。

次に、地方創生関係につきましては、3月27日に地方創生総合戦略有識者会議を開催し、昨年度の事業の実施状況や新年度事業の説明を行い、ご意見を伺ったところでもあります。新年度においては、これらのご意見を踏まえながら事業に取り組むとともに、これまでの戦略の検証を行い、次年度からの総合戦略の策定に向け取り組んでまいります。

移住定住事業につきましては、今年度も移住コーディネーターによる移住希望者への情報提供や空き家移住関係の相談を行っております。昨年度に、移住コーディネーターが対応した相談等は延べ200件を超え、空き家バンクの活用では8件が成約となっております。

現在も村内への移住希望者は増加傾向にありますが、特に、本庁地区においては空き家の活用に前向きな所有者が少なく、空き家バンクの物件登録件数が思うように伸びない状況であります。

これらの課題も踏まえ、空き家バンクの円滑な運営と住まいの確保のため、引き続き村民の皆様からの情報収集や民間事業者との連携に努め、移住定住を促進してまいります。

次に、関係人口創出事業につきましては、5月10日、東京都内においてローカルジャーナリストの田中輝美氏を講師に迎え、「湯本の祭・関係人口ミーティング」を開催し、天栄ファンクラブの会員など20名が地域活性化について話し合ったところでもあります。

次に、公共交通関係につきましては、3月下旬に天栄村公共交通検討委員会を開催し、各組織等の代表の方7名に委嘱状を交付いたしました。検討委員会では、将来を見据えた村の公共交通のあり方について検討してまいることとしております。

次に、人材育成関係につきましては、3月18日に「第4回農と食の魅力アップセミナー」を開催し、約30名の参加のもと株式会社JAあぐり夢みなみ、佐藤事業部長より講演をいただきました。農作物と直売所の関係、そして食との関連など、大変興味深い内容であり、参加者は今後の農業への向き合い方などへの参考となったセミナーとなったところでもあります。

次に、天栄村こども未来応援事業につきましては、今年度3年目を迎え、昨年度に引き続き子どもたちがチャレンジしてみたいことを5月末まで募集し、現在取りまとめを行っているところであります。今後、書類審査、面談等を実施しながら数件のチャレンジを選考し、子どもたちの夢実現のため、関係機関にご協力をいただきながらチャレンジを支援してまいります。

次に、健康づくり事業につきましては、5月13日から17日までと19日の計6日間、住民総合健診を実施いたしましたところ637名の村民の皆様が受診されました。健診後には、食生活改善推進員の手づくりによる減塩ゴマみそ汁を379名の方に提供し、調理法の説明や栄養士からのアドバイス、塩分測定器の貸し出しを行い、日ごろの食生活の再確認をしていただいたところであります。

また、今年度につきましては、人工透析の予備軍でもある糖尿病性腎症の早期発見を図る目的で、従来の特設検診に追加して尿中アルブミン検査を受診者全員に実施いたしました。今後、この結果をもとに要指導者を選定し、昨年度、須賀川医師会と共同で策定した糖尿病性腎症予防プログラムに基づき、医師と連携しながら保健師や栄養士による生活改善指導を実施してまいります。

さらに、6月3日には、子宮頸がん・乳がん・骨粗しょう症検診を住民の利便性を考慮し、婦人科総合検診として実施いたしました。これら各種がん検診等につきましても精密検査が必要な方への保健指導や早期受診の勧奨に努め、医療費の抑制と健康寿命の延伸を目指してまいります。

なお、住民総合検診や婦人科検診などの集団検診を受診できなかった方につきましては、7月1日から、施設健診として医療機関で個別に受診していただくよう勧奨しているところであります。

また、今年度から3年間、風疹の抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性に対し段階的にクーポン券を発行し、抗体検査及び予防接種を無料で受けていただく風疹の追加的対策事業を開始いたしました。これにより妊婦及びその赤ちゃんを感染から守り、安心して出産・育児ができるよう支援してまいります。

また、県の「ふくしま健民パスポート事業」と連携して実施しております「健康チャレンジポイント事業」につきましては、今年度も各種健診の受診や日ごろのウォーキング等の運動をポイントにし、目標達成者には「てんえい商品券」及び「ふくしま健民カード」を贈呈する計画であります。本事業につきましては、5月末時点において既に242名の参加申込みをいただいております。今後も参加者の拡大に努めるとともに、村民自らの健康づくりを積極的に支援してまいります。

次に、子育て支援につきましては、3月25日、村健康保健センターにおいて、国内外でエ

ンターテイナーとして活躍されているほっほ氏を招き、マジックやバルーンアートのショーを開催したところ、約70名が参加し、地域の親子が交流を図る機会となりました。

また、今年度から新たに天栄村子ども家庭総合支援センターを村健康保健センター内に設置し、地域の18歳までの全ての子どもとその家庭及び妊産婦の相談に対する支援体制を強化いたしました。

さらに、養育支援訪問事業において、より支援が必要な家庭に対して育児や家事援助のためのヘルパー派遣を実施することとし、子どもの養育環境の改善や保護者が自立するための支援に努めてまいります。

また、健康保健センターで開催しているわんぱく広場やなかよしくらぶ、乳児期の子育てをサポートするびよびよくらぶにつきましては、昨年度は延べ2,347名の親子が参加されました。今年度も週4日開催し、子育て中の親子の交流の場として利用していただいているところであり、今後も、参加者の方々の意見を取り入れながら内容を充実させ、子育ての不安を解消することで、子どもを安心して産み育てやすい環境の整備に努めてまいります。

次に、高齢者福祉につきましては、高齢者を対象とした介護予防の取り組みとして、湯ったりミニデイサービス事業を5月から来年2月まで、延べ36回実施する予定であります。ほかにも、いきいきサロンや水中ウォーキング事業も引き続き実施しており、毎年参加していただいている方も多く、今後もこうした介護予防の取り組みにより、高齢者の心身の健康増進を図りながら健康で生き生きと暮らせる村づくりを進めてまいります。

次に、税務関係につきましては、4月末現在、平成30年度の村県民税の99.17%を初め、主要4税目全てにおいて、現年度の収納率が昨年度を上回る見通しとなっております。

今年度においても適正な課税に努めることは勿論のこと、税の公平性の観点からも適正な収税を実施するため、全職員体制による村税等特別滞納整理対策本部による徴収の実施、高額滞納者や悪質な滞納者に対する資産の差し押さえ等の滞納処分の実施により、滞納額の圧縮に努めてまいります。

次に、国土調査につきましては、昨年度、広戸第25地区の沖内ほか14字の調査が終了し、認証に向けて取りまとめを行っております。

また、本年度より新規地区として、牧本第26地区の広町ほか17字の調査について一筆地測量等を行う予定であり、その準備を行っているところであります。

次に、令和元年産米の生産調整の状況につきましては、昨年度より国による生産数量目標の配分は廃止されたものの、需給バランスを維持し米価安定を図るため、県から主食用米の生産数量の目安764ヘクタールが提示され、村内における4月末の主食用米の作付計画では、目安より38ヘクタール過剰作付となっております。

安定した米価を維持し、農家の農業経営の安定化を図るために、飼料用米、備蓄米などへ

の作付転換を重点的に推進するとともに、減収補填対策としてナラシ対策や収入保険制度への加入を推進してまいります。

また、震災以降、放射性物質対策として実施してまいりました水田への塩化カリ散布につきましては、事業効果の検証の結果、全ての試験圃場で検出限界値未満でありました。このことにより、本村での塩化カリ散布は昨年度をもって休止となりましたが、今後も引き続き全量全袋検査を実施し、安心・安全な米の生産・出荷に努めてまいります。

次に、村特産品のPRにつきましては、5月17日に羽田空港内JALダイヤモンド・プレミアラウンジにおいて天栄米の試供品7,300個を空港利用客に配布し、広くPRを実施してまいりました。

また、平成30年度の全国新酒鑑評会において、松崎酒造株式会社と株式会社寿々乃井酒造店が最高賞である金賞を獲得したところであり、松崎酒造においては8年連続、寿々乃井酒造においてはうれしい初受賞となりました。「清酒で乾杯」などで日本酒の消費拡大を図っております本村においては、大変誇らしい受賞であり、今後においても2つの酒蔵を村内外に広くPRしてまいります。

次に、道の駅季の里天栄の周辺を整備するふるさと公園整備計画につきましては、全ての用地買収及び所有権の移転登記が完了いたしました。今後、関係各所と協議を行いながら造成工事に向け、諸手続等を進めてまいります。

次に、観光関係につきましては、村内2つの道の駅において大型連休に合わせ、天栄道の駅春祭りを開催し、期間中は生産者による天栄米の試食販売会やふたまたぎつねによるアトラクションなど、多くの観光客が訪れ、にぎわいを見せたところであります。

また、5月28日には、羽鳥湖高原交流促進センターにおいて東日本旅客鉄道株式会社、代表取締役副社長、西野史尚様を講師としてお招きし、「地域創生と観光」をテーマとして特別講演会を開催したところ、村内観光業者を初め、近隣市町村から多くの聴講者が訪れ、今後の観光と地域づくりのあり方について有意義な講演となったところであります。

また、6月2日には、37回目となる二岐山山開きを開催いたしました。当日は多くの登山愛好者が訪れ、登山を楽しむとともに、村特産品や宿泊券が当たるお楽しみ抽選会や下山後の甘酒の振る舞い、国民保養温泉地に指定されている二岐・岩瀬湯本温泉の無料入浴などを楽しんでいただいたところであります。

次に、仮置場の除染土壌等につきましては、南沢地区及び太多郎地区の輸送が完了し、残る仮置場の輸送計画の協議を進めているところであります。今後は、中郷地区、高トヤ地区の一部、さらに土橋久保地区、小川地区及び上松本地区の輸送を予定しており、これにより高トヤ地区の一部を除き、仮置場に保管している除染土壌等の中間貯蔵施設への搬出の見通しがついた状況となっております。

搬出が完了しました南沢地区及び太多郎地区の仮置場につきましては、原状回復測量設計を4月に発注し、現在、現地踏査を実施しているところであり、今後、原状回復に向け説明会等を開催しながら地権者と協議を進め、早期返還に向けて取り組んでまいります。

また、保管している除染土壌等に関しましては、引き続き環境省や関係機関と調整を図りながら、適切な管理と速やかな搬出に努めてまいります。

次に、建設土木関係につきましては、工事の早期発注に努め、道路再生事業及び生活関連道路整備事業を4月に、道路環境整備事業を5月に発注したところであります。

今後も、道路の適切な維持管理を行いながら、道路整備と安全確保に努めてまいります。

特定防衛施設調整交付金事業につきましては、塩平・柏山線改良舗装工事の実設計画委託を4月に発注し、工事に向けて準備を進めているところであります。

社会資本整備総合交付金事業につきましては、4月に交付決定を受け、道路改良・橋梁補修・のり面対策・舗装・補修など、道路整備と防災力の向上を図るため、準備を進めているところであります。

次に、上水道事業につきましては、石綿管更新事業として、京谷原地内の水道管更新工事並びに昨年、布設替えが完了しました県道十日市・矢吹線、1工区、2工区及び村道宮ノ下3号線の管路舗装復旧工事に向けて準備を進めているところであります。

次に、学校教育関係につきましては、4月1日に教職員着任式を行い、新たに24名の先生方を迎えるとともに、平成31年度入学式を4月8日に挙行し、小学校4校に計に35名、天栄中学校に40名の新1年生が入学いたしました。

また、4月10日には、天栄幼稚園の入園式が挙行され、計32名の新入園児が幼稚園生活をスタートし、平成31年度の天栄の教育が動き出したところであります。

4月26日には、村内の全教職員を対象に村教育方針説明会を開催し、今年度の基本理念「村はひとつ 学校はひとつ 願いはひとつ 地域コミュニティを核とした天栄だからできる少人数教育」における学校・家庭・地域が一体となった取り組みを推進する事業展開についてご理解をいただいたところであります。

5月23日には、つなぐ教育推進会議を開催し、幼稚園から中学校までの12年間を見通して、幼稚園・小・中学校が連携する天栄の教育と子どもたちの夢と希望の実現に向け、学校と地域が目指すべき連携・協働の姿について、共通理解を図ったところであります。

次に、子どもたちの活躍につきましては、5月15日に中体連岩瀬支部陸上競技大会が開催され、天栄中学校において男子は共通800メートル、共通3,000メートル、女子は共通800メートル、共通100メートルハードルの4種目において見事優勝し、県大会出場権を獲得したほか、その他の種目においても数多くの入賞をおさめるなど、素晴らしい成績をおさめています。

また、小学校運動会が5月18日に広戸・大里・牧本の各小学校で、翌19日には湯本小学校で湯本地区大運動会が開催されました。湯本地区大運動会では、湯本幼稚園・湯本小学校・湯本中学校の子どもたちに加え、初めて行政区単位で住民の方々に参加いただいたほか、首都圏の大学生12名も参加し、地域住民との交流の場となり、地域の活性化が図られた行事になったところであります。

次に、天栄中学校ブロック塀等改修工事につきましては、3月28日に工事が完了し、子どもたちの安全を確保したところであります。

また、今年度予定しております学校給食センター改築及び学校給食センター給食配送車導入につきましては、先般、入札を行ったところであり、本定例会に工事請負及び購入に関する議案を追加上程し、ご審議いただくこととしております。

次に、生涯学習関係につきましては、今年度で13年目となる放課後子ども教室において、大里小学校で30名、牧本小学校で55名、湯本小学校で3名、計88名の児童が放課後の安全な居場所として活用しております。自主学習や運動など、さまざまな活動をする中で、学年を超えた子ども同士の交流が図られるばかりでなく、地域の方が安全管理委員や活動指導員をすることで地域の文化意識や習慣に触れ合うことができ、学校だけでは学ぶことのできないふるさと教育の実践も図られているところであります。今後とも、子どもたちの安全に配慮しながら事業を実施してまいります。

今年度で7年目となる学校支援事業につきましては、地域の方々のご協力により、今年も各小学校において読み聞かせや田植えの体験活動を行ったところであります。

今後も、教員と子どもが向き合う時間を拡充し、子ども一人一人に対するきめ細やかな指導を実現するため、地域全体で学校教育を支援する体制の整備に努めてまいります。

また、3年目となる地域学校協働活動事業につきましては、地域全体で子どもの成長を支えることを目標に、学校運営協議会と連携し地域人材を学校関連活動へ活用するなど、地域コミュニティの活性化を図っており、事業に関連させて小・中学生や大人、幼児と親を対象にした各英会話教室を実施しているところであります。

また、教育委員会では、愛村心を育むふるさと教育を推進しており、その一環として開催している歴史学び教室にあわせ、小学6年生全員を対象にした鳳坂トンネル工事の見学を実施することとしております。

そのほかにも、高齢者を対象とした寿大学や幅広い年齢を対象にした手芸教室などの各種教室も開講し、生涯学習の推進に努めているところであります。

次に、湯本地区における高齢者世帯巡回事業につきましては、昨年に引き続き4月より週3回ひとり暮らし・高齢者世帯を巡回して安否確認等を実施するほか、湯本分遣所と合同で防火診断も行い、高齢者の火災に対する注意喚起を行いました。

次に、湯本公民館事業につきましては、カラオケ教室、体力アップ講座の健康体操、ヨガ、バドミントン教室、つるし飾り教室などを開講し、社会教育に努めております。

また、子どもを対象とした湯本しぜん塾では、今年からみんなの森プロジェクトで森を使った活動も取り入れ、開講式の日には、のこぎりなどを使った森林体験を実施いたしました。

続きまして、本定例会に提案いたしました諮問1件、報告2件、議案7件の大要についてご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。委員の退任に伴い、新たな人権擁護委員を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

報告第1号 平成30年度天栄村繰越明許費繰越しの報告について及び報告第2号 平成30年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告についてであります。いずれも繰越額が確定しましたので報告するものであります。

議案第1号 専決処分の報告及び承認についてであります。地方税法の改正に伴い、天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定を専決処分したため、報告し承認を求めるものであります。

議案第2号 専決処分の報告及び承認についてであります。保険料軽減強化を図るための介護保険法施行令の改正に伴い、天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定を専決処分したため、報告し承認を求めるものであります。

議案第3号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第4号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国民健康保険税の按分率等を改正するものであります。

議案第5号 令和元年度天栄村一般会計補正予算につきましては、歳入においてプレミアム付商品券事業補助金、福島再生加速化交付金など、歳出においてはプレミアム付商品券発行事業委託料、ため池底質除去処理事業委託料など、歳入歳出それぞれ4,986万3,000円を追加補正するものであります。

議案第6号 令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、県が実施する国道118号線改良工事に伴い、歳入歳出それぞれ755万7,000円を追加補正するものであります。

議案第7号 令和元年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、保険料の軽減に伴い、歳入予算を組み替えるものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の大要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

令和元年6月4日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（廣瀬和吉君） これで村長の行政報告を終わります。

それでは、ここで暫時休議をいたします。

10時50分まで休議いたします。

(午前10時33分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時50分)

◎一般質問

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言の順序は、最初に3番、大須賀溪仁君、次に5番、小山克彦君の順によって行います。

質問者の質問は持ち時間、1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出售されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 大須賀 溪 仁 君

○議長（廣瀬和吉君） 初めに、3番、大須賀溪仁君の一般質問を許します。

3番、大須賀溪仁君。

[3番 大須賀溪仁君質問席登壇]

○3番（大須賀溪仁君） 通告のとおり一般質問を行います。

1点目、通学路の安全確保は十分か。

本村においては、児童・生徒の通学路の安全確保に十分努めていると思われるが、現在でも小・中学生の保護者や地域の方から防犯灯の増設や歩道の整備の改善などの声が聞かれます。

そこで、現在の通学ルートと通学路における防犯灯の設置状況及び歩道の設置箇所の資料を提出の上、同上の対策及び危険箇所の有無及び対策を伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

[教育長 久保直紀君登壇]

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

通学路の安全確保につきましては、交通安全・防犯・防災の3つの観点から対策を講ずることが重要であると考えております。

そこで、学校においては交通安全教室、防犯教室、一斉引き渡し訓練の実施、さらには通

学路点検、危険箇所マップの作成など、危険箇所の把握に努め、児童・生徒への安全指導を実施し、安全教育の充実を図っているところであります。

また、村においては、天栄村青少年育成村民会議において、交通事故防止のための危険箇所点検、登校時の挨拶運動、見守り隊による登下校の見守り活動、子ども110番の家などの事業を展開しているほか、天栄村通学路安全推進協議会では警察署や土木事務所、学校等の関係機関と連携を図りながら通学路の安全点検を2年ごとに実施しており、対策が必要な危険箇所について協議し、危険箇所の解消に努めているところであります。

さらに、天栄幼稚園においては、園児の登園・降園時の安全確保のため、通園バスを平成29年度より運行しているところであります。

なお、現在の通学路及び通学路における防犯灯、歩道の設置状況並びに危険箇所につきましては、配付しました資料のとおりであります。今後とも各課関係機関と連携を図りながら、安全確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 十分、安全確保に努めているということでしたが、ここ数年、特に高齢者の誤った運転により、歩行者が犠牲になる人身事故が多発しております。また、予測できない悲惨な事件も発生しており、村民の方々も児童・生徒への被害が及ぶのを危惧する声があります。

村でできることは最大限の努力で応えるべきとの考えで質問いたします。

まず、今回提出された図面は、各課と連携し、以前からこういったものを作成したことがあるのかお伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

今回提出した図面におきましては、新たに作成したものでありますが、各課では、それぞれの観点から図面の作成のほうはしております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） この図面によりますと、通学路ルートも記載されておまして、悪用されるおそれもあるので公表はしなくてもいいと思うのですが、この図面の内容は、学校、当局、保護者、役場、警察関係は把握しているのでしょうか。何らかの形で現状の把握と安全確保の共有を図っておくべきと考えますが、村の考えはどうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

今回提出した図面においては、学校ではまだ把握しておりませんので、今後、情報を共有して通学路点検とか、安全箇所マップ作成などに活用できるよう周知をして、共有を図ってまいりたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） とても大事なことだと思うので、その辺はよろしく願います。では、防犯灯について伺います。

防犯灯は、通学者本人の安全確保もあります。事件・事故を未然に防ぐためにも必要であります。こういった空白地帯の解消が必要と感じますが、執行部の考えはいかがでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

防犯灯につきましては、これまでも通学路も含めまして行政区のご意見、それからご要望など踏まえながら、順次整備をしてきているところでございます。防犯灯設置後の維持管理につきましては、行政区のほうで行っていただいているということもございます。それから、設置に関しましては費用もかかるというようなこともございますので、今後につきましても行政区のご要望、それから関係機関のご意見などを踏まえながら、必要な箇所の整備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今でも防犯灯の設置要望ですか、出ているとは思いますが、もう要望があった箇所は、既に整備はされているということによろしいでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

要望のあった箇所につきましては、整備に努めているところでございますが、予算の関係ですとかございまして、今の時点ですと、要望箇所のうち7カ所につきましては、まだ対応できていないというような状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） その7カ所については、順次きちんと整備していく予定なのか。また、今、屋敷内はある程度しっかり防犯灯はついていると思うのですが、行政区と行政区の間のあいている区間ですか、空白区間というのも行政区が行政区の境目まで設置要望が出たら、そこまでやるという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

まず、1点目の未対応である7カ所につきましては、今後、整備に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の行政区の境目付近の防犯灯の設置につきましては、これはそれぞれの行政区の方々とお話し合いを持った上で、どういった方向でできるのかということをお話し合いを進めながら、整備をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 保護者の方からの多分観点からすると、その空白地帯がとても心配だと思えますよ。そこを行政としても取り組むのであれば、各行政区からの要望ではなくて、村が率先して年次計画を立てて、要望のあったところから進めていくということはどうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

村が独自に整備はしないのかというようなお尋ねでございますが、この資料の1ページの広戸地区の状況を見ますと、県道沿いは、ほぼ防犯灯は整備をされておりますが、いわゆる田んぼ、農道ですね、農道も通学路には指定されておりますが、ここについてはまだ未整備だと。こういったところも含めて整備を考えますと大変な距離がございます、この辺につきましては学校、それから保護者の皆様、行政区の皆様と本当に必要な部分はどこなんだというようなことを話し合いをしながら、必要な箇所については村独自でも整備を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 図面によりますと、やっぱり広戸地区はかなり整備されているということで、多分、学校のほうでも明るいところを通りましようと言えれば通れると思うんですよ、毎年ルートも変わりますけれども。

そこで、ちなみに、その防犯灯を今多分、電柱に設置していると思うんですが、それにかかる経費というのは1基幾らとか、そういうのはわかりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

設置費用でございますが、まず既存の電柱につけるといった場合ですと、平均して約1基5万円ぐらいですね。それから、新たに防犯灯だけの単独柱を設置した上でということになりますと、どのぐらい電気の引き込みをするかというような、その距離にもよりますが、お

おむね1基20万円程度というようなこととなっております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 結構な費用がかかるということですが、例えば街路灯としての設置はできるのか。多分、国道・県道は道路管理者が県だと思われませんが、県と協議しての設置ですとか、補助とか、そういうものはできるのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

ご質問の件につきましては、多分、道路照明かと思しますので、道路照明についてご説明させていただきたいと思えます。

まず、道路照明につきましては、道路の基準といたしまして、道路照明施設設置基準というものがございます。こちらに基づきまして、道路の交通状況、さらには夜間、交通事故、そういったものが多発するおそれのある箇所、また照明により事故の減少が見込める箇所ということで、そういったところが利用されているというふうな状況でございます。

ご質問の中で、県の照明というふうなことでもございますので、県につきましては、基本的に道路管理者が県というふうなことになりますので、県のほうと協議して進めていきたいというふうに考えておりますので、これからも引き続き要望等を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） あるところでは、明るいまちづくり宣言とか、明るい村づくり協議会とか、そういったものを立ち上げて県と協議しているところもあると思えます。そういうところもありますので、ぜひ天栄村としても県と協議しながら、よい方法で子どもたちの安全確保のために続けていってもらいたいと思えます。

続きまして、歩道が整備されていない地区・区間があります。今まで要望があったと思われませんが、対策は講じてきたのか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

歩道が整備されていない区間ということで、ご質問かと思えます。

まず、村道に関しましては、近年、歩道整備というふうなことでの要望はないような状況でございます。しかしながら、道路が狭いというふうなことで、歩行スペースを確保してくれというふうなことでの要望は出ております。

このため、こういった危険箇所につきましては、道路の路側線、こういったものの引き直

し、または路面への表示、また道路側溝の布設、こういったものを行いまして歩行スペースの確保ということを行っております。また、県道に関しましては、同様にふたかけなど、こういったことを行っていただけるよう要望を行っているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 村道・県道含めてですが、私がちょっと知っているというか聞いている話では、以前は下松本地区、役場から下松本の集会所近辺とか、あと湯本地区も要望があったようなことを私は聞いているんですけども、今そういった要望は出ていないということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

先ほど下松本、湯本地区というふうなお話でございましたので、こちらに関しましては、県道、または国道というふうなことで、こちらについては、以前にそういった要望がございましたので、そちらにつきましては、引き続き県のほうに要望をしているような状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） そうしますと、今現在としては、村では歩道整備の計画はないということでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

歩道整備に関しましては、高規格といいますか、費用、そういったものもかかりますし、期間的な長さもかかるというふうなことで、また補助事業等こういったものの補助の採択要件、こういったものも厳しいものですから、まず地域住民のニーズに合ったような形で利用実態、こういったものを調査しまして、実情に沿った形で対応を図っているというふうなことでございます。例えば、側溝のふたかけであるとか、そういった形で歩道の部分の拡幅というふうな形で簡易的な整備を行っているようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

一つ費用の面でちょっとお聞きしますが、村道は100%村事業なんですか。県道・国道になると、県が100%持つとか、補助みたいな形で整備するのか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 費用についてのご質問かと思えます。お答えをいたします。

現在、こういった歩道等に関しましては安全施設というふうなことで、補助事業といえますか、交付金事業、こういったものがございまして。ただ、こういったものであっても、市町村の負担というふうなものが出てきております。また、こちらの補助事業等の採択要件、こういったものが車両通行量の大きいところですか、あとは利用者、こういった方が多いというふうな基準がございまして、そういった形のものを踏まえて申請するような形になります。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 歩道整備のための条件がもちろんあるとは思いますが、ちょっと私わからないので、わかる範囲で説明していただければ、交通量1日幾らとか、通行量が1日幾らとか、車幅が狭いとか、そういうのがわかればお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

採択要件というふうなことで、交通量の件でございしますが、正確な台数等は、ちょっと今手元に資料がないものですからお答えはできないんですが、一般的な村道の部分ですと、12時間当たり1,000台以上、歩道といえますか、歩行者100人以上というふうな基準がございまして。さらに、採択要件の中には、車両台数ももっと多い場合ですか、利用人数ももっと多い場合というふうなこともございまして。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

あと、側溝のふたがけをしているということですが、通学路においてのふたがけ状況というものはどうなっているのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

側溝のふたがけの状況でございしますが、村道についてはおおむね整備されているかと思えます。ただ、通学路、一部県道等、こういった部分についてはまだ若干未整備のところもございまして、そういったところにつきましては引き続き県のほうに要望してまいるといふような状況でございまして。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） ぜひともよろしく願いいたします。

今、路肩、歩道を色づけしてカラー化しまして、歩行空間ですか、その明示をしている

箇所が増えてきていて、県でも地域に合ったものを、そういったものを進めていると思われ
ますが、村内でそういった歩道、路肩のカラー化ですか、そういったものの整備の考えはご
ざいますか。

また、村内でそういったカラー化をしているところがあるか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

現在、把握しておりますのは、歩道としまして中学校の前、こちらには横断歩道のかわり
に、ちょっと色は黄色だったかと思いますが、黄色っぽい色で横断歩道のかわりに舗装した
という経過がございます。あと、そのほかにつきましては、今のところ村道等については整
備しているところはないかと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） カラー化にしましても、多分、歩道扱いとか何かそういうまた基準
があると思うんで、なかなか大変だとは思いますが、あちこち走って回って、何十センチ
というところでもカラー化しているところがありますよね。それがやっぱり私自身も走っ
ていますと、すごく目につきますし、注意喚起になると思いますので、よりよい方法で県な
ども協議して、できれば進めていただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。

続きまして、図面で示されています青丸部分ですから、1から12まで。これは、どうい
った危険な箇所だったのかお伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

それぞれにお答えしたほうがよろしいでしょうか。

〔「できれば」の声あり〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） まず、1番目から申し上げます。

村道前谷地・西原線の天栄中学校から天栄村幼稚園のほうに向かう村道でございまして、
道幅が狭く、見通しが悪いため危険である状況でございました。

対策としましては、交通量も少ないため学校での交通安全指導を徹底するという対策をと
っております。

続きまして、2番目です。

村道高崎・大山団地線と村道高崎線の交差点、春日山方面から交差点に進入する際に下り
坂で自転車のスピードが出てしまうと、見通しが悪く危険であるという状況でござい
ました。春日山方面からは一時停止の表示もあることから、学校での交通安全指導を徹底す

るという対策をとっております。

続きまして、3番目です。

県道郡山・矢吹線と飯豊の大槻菓子店から高林地区に向かった農道の交差点でございます。調査当時はバイパスがなかったために、交通量や速度超過の車が多いため横断歩道を表示してほしいという状況でございました。こちらのほうは、関係機関との協力のもと横断歩道を設置し、対策を講じております。

続いて、4番目でございます。

県道下松本・鏡石停車場線、飯豊地区の大槻菓子店の前でございます。歩道スペースの確保を図ってほしいという状況でございました。こちらのほうは、関係機関との協力のもと歩道空間確保のため、側溝のふたがけなどを実施するとともに、学校での交通安全指導を徹底するという対策をとっております。

続いて、5番目です。

5番目は、村道飯豊・赤坂線と県道十日市・矢吹線、小川地区の蕪木商店脇のT字路でございます。こちらのほう、下り坂のため自転車のスピードが出てしまうため危険であり、車道との区画線が薄くなっていたため、整備してほしいという状況でございました。関係機関との協力のもと、外側線の再整備を行うとともに、学校での交通安全指導の徹底や交通教室の際に指導を行う対策をとっております。

続いて、青丸でいきますと、7番目になります。

7番目は、国道294号線大里地区の山口菓子店の交差点、信号機のあるところでございます。こちらのほう、国道を走る車がカーブで見通しが悪いことや下り坂でスピードが出てしまうことで、信号機の発見が遅れるため危険であるという状況でございました。こちらのほう、信号機や横断歩道も設置してあることから、学校での交通安全指導を徹底するという対策をとっております。

続いて、8番目でございます。

県道下松本・鏡石停車場線、要谷地内の松崎酒造店付近の道幅が狭く見通しが悪いため、危険であるという状況でございます。こちらのほう関係機関との協力のもと外側線と中央線の内側に破線を設けまして、自動車の速度低下を促す対策をとっております。

続いて、9番目です。

県道牧之内・長沼線、児渡地内でございます。児渡地内におきましては歩道が狭く、車道との境が白線のみで区別されているため危険であるという状況でございました。こちらのほうは、学校での交通安全指導を徹底するという事で対策をとっております。

続いて、10番目です。

村道児渡・滝田線、郷戸地内においてです。歩道が狭く、豪雨時に道路が冠水し、歩行に

支障が出るという状況でございました。現在、村のほうで水路等の改良工事を実施しているところでございます。

続いて、11番目でございます。

湯本になります。国道118号線、湯本小学校付近においては道幅が狭く見通しが悪い上、速度超過の車が多いため、危険であるという状況でございます。こちらのほう、関係機関との協力のもと外側線の再整備を行うとともに、学校での交通安全指導の徹底や交通教室の際に指導を行う対策をとってございます。

12番です。

村道黒沢1号線と国道118号線の合流地点でございます。泉谷商店付近でございます。村道が下り坂のため、自転車のスピードが出てしまうため危険であるという状況でございました。こちらのほうは、関係機関との協力のもと外側線の再整備を行うとともに、学校での交通安全指導の徹底を図っているというところでございます。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） おおむね対策済み、対策中ということでございますが、赤丸が1カ所ありますよね、6番。これはどういった状況なんでしょうか、今。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

6番ですが、村道館ノ内線、大里小学校体育館裏の直角に曲がるところでございます。こちらのほう道幅が狭く、見通しが悪いため危険であるという状況でございます。学校での交通安全指導の徹底は講じておりますが見通しが悪いため、カーブミラーの設置も視野に入れて関係部署と協議の上、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 早目に実施してほしいんですが、いつごろ実施とかとは予定はありますか。

また、こういった見通し悪いところって、ほかにはないですよ。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

そのカーブミラーの設置が必要だという状況でございますので、至急対応をしていきたいというふうに思います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） よろしくお願ひします。

もう一点、今年度、防犯カメラ設置するということでしたが、設置場所等は決まったんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

防犯カメラの設置場所につきましては、まず当初予算で5基の予算措置をしておりまして、今回、補正で1基追加ということで上程をさせていただくこととしておりまして、都合6基を計画しております。そのうちの1基につきましては、西小屋地区、原因不明の火災が起きているというような状況もございますので、西小屋地区に1基を整備をいたしまして、これは6月1日から稼働しております。残りの5基につきましては、小学校の付近に設置を進め、4基です。もう1基につきましては、役場前の交差点を範囲とした場所に設置をしたいというようなことで計画をしているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今、西小屋の話がありましたが状況はわかります、火災が頻発しているということで。例えば、そういう状況があれば、必要に応じてそこも防犯カメラなども増やしていく考えがあるのかどうか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

必要性が生じた状況が出たときには、追加で整備をしていくという方針でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

今回、主にハード面、防犯灯、歩道、防犯カメラ等についての質問でしたが、学校・地域・住民・警察などと連携した見守りも強化していただき、村内の児童・生徒の安全を守るための施策を講じていただきたいと思いますと思っております。

そして、新たに移住して子育てをしていただく方のためにも、安全・安心な村づくりをお願いしたいと思っておりますが、その辺の考えを村長、教育長、最後よろしくお願ひします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員やっぱりご指摘のとおり、私もそういうソフト面というようなことで、今後、公用車等につきましても青パト、青い回転灯をつけたものを走らせながら警戒に当たる、犯罪の抑

止につながるというようなこともありますので、あとは地域の見守りというような中で、各小学校の通学路に高齢者の方々、通学時間帯に外に出て見ていてくださいというようなことで各学校でも行っております。ここにつきましても、帽子とかジャンパー等をボランティアでかかわっている方々にそれを身につけていただいて、見守りをしていると、こういうようなこともありますので、今後もそういった活動をされている方々に普及をしながら、しっかりと子どもたちを見守ってまいりたい。そして、村全体が安心していただけるように、自主防災組織もありますので、消防団がパトロールをしたり、夜警をしたりというのも防犯につながりますので、そういった関係団体ともしっかりと連携しながら安全・安心な村づくりに努めてまいるところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

今月24日に、先ほどもお話ししましたが、天栄村青少年育成村民会議が開かれます。

そこで今、村長申しましたように、危険箇所の点検とか挨拶運動、あとはてんえい六千村民子ども見守り隊等の再度、今、議員の指摘があったように、ここら辺の活動について、事業について充実させて、子どもたちの通学路の安全を確保していきたいというふうに考えております。貴重なご意見、本当にありがとうございます。それを生かしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） ぜひともよろしく願いいたします。

続きまして、2点目、道の駅季の里天栄の進捗状況について。

道の駅季の里天栄の公園整備や建物等の増設の計画が以前からあるが、現在の進捗状況と今後の見通しを伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

現在、用地造成工事の着手に向けて、開発に係る許認可等の事務手続を進めているところであります。

次に、今後の見通しであります。開発に係る許認可等の事務手続が完了しましたら、速やかに用地造成工事に着手し、平成32年度、令和2年度までに用地造成工事を完了できるよう進めていきたいと考えております。

また、森林整備につきましては、平成31年度に森林整備に係る年度別実施計画の策定と同

意取得を行い、こちらも平成32年度となる令和2年度から森林整備に着手していきたいと考えております。

また、新しい施設の整備につきましては、これらの整備に要する財源の確保に努めながら、令和2年度以降に進めていきたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 季の里天栄の整備につきましては、3月定例会の中でも後藤議員が一般質問しておりますが、また再度質問いたします。

造成工事に関してですが、前回定例会答弁で、今年度には基本的に一般財源で造成工事に着手し、平成32年度、令和2年度までに造成工事を完了を目指す考えだが、避難場所等の防災施設というもので、防衛予算の方面からや県など関係機関と相談するとの答えでした。

議会としてもちょっと心配はしておりますが、造成についての補助金は見通しが立ったのか。単独で行うのか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

造成工事の見通しでございますが、今年度に関しましては、一般会計の中で、自己財源で5,000万円ということでやらせていただく方向になるのかと思っておりますが、また来年度以降につきましては、3月議会でも申し上げたとおり、現在造成に係る補助メニューはないかということで、県など関係施設などと協議しながら模索中でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今年度は5,000万ということですが、最終的には調整池の工事含めて幾らぐらいの予算を見積もっているんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

用地の造成費ということなんですが、事業認定申請の中の内容で申し上げさせていただくと、事業造成費には今のところ、今のところというか計画的には2億3,400万ほど予定してございます。ただし、これはあくまでも事業認定のときの数字ですので、こちらのほうをよく精査させていただきながら、また圧縮できるものは圧縮しながらというようなことで考えてまいりたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） できるだけよい方法を見つけ出していきたいと思っております。

公園整備は、ふくしま森林再生事業を利用して来年度に森林整備を実施するとありますが、こちらは予定どおりに進む感じなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

先ほど村長の答弁でもありましたように、森林整備につきましては、本年度、年度別の実施計画の策定と同意取得を行うということで今もう既に進めておりますので、令和2年度から森林整備のほうに着手してまいりたいということで予定どおりに進んでおります。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 森林再生事業は予定どおり実施できるという見解ですが、それが終わってから村独自の公園整備というんですか、植林したり、歩道を整備したりという形になるんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

基本的には、ふくしま森林再生事業によりまして、自然の形を生かした路網の整備、それから間伐や更新伐を行うとともに山桜を植栽するという予定で、なるべくこの森林再生事業の中で、ある程度の形に固めていきたいというような形で考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

このふくしま森林再生事業が数年で終了すると聞いておりますが、この事業はいつぐらいでなくなっちゃうんですか、この事業は。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ふくしま森林再生事業、こちらにつきましては、来年度、令和2年度、こちらのほうで一応は終了するという予定でございます。延伸等々の要望も多々あるということなんです、現在のところはそういった情報は入っておりません。来年度でおしまいということなので、来年度に終了できるようにということで進めてまいります。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） そうしますと、やっぱり予定どおり進めていかなくちゃいけないということなんだろうけれども、森林再生事業、多分除染対策の一環として行ったと思われ

ますが、国や県の見解だと、もう線量が下がったから終了するという見解なんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

放射線の福島原発の事故から8年以上が経過して、放射線量につきましても自然減衰しているという部分がありまして、そういった部分が、今回で、令和2年で終了になる大きな原因の一つかと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 山間部の線量が下がってきたということで終了ということですが、ちょっと関連してといいますか、山の山菜物とかキノコ、山菜、ああいったものはやっぱり引き続き線量検査しなくちゃいけないですよね、それはどうなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

山のものの放射能検査というような話だったんですけれども、県のほうでは、今でも全ての作物、それから山のものも含めてモニタリング検査を実施しておりまして、中には出せないものもあるというようなことは事実でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

次に、建物の整備について、前回時点では、農林水産省の2分の1の補助がメインでいきたいということでした。そして、新たな目ぼしい補助が出てきたときには、それに対応していきたいということでしたが、何か新しい補助事業というのは見つかりそうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

建物の補助というようなことですが、こちらは一応、今のところ農水省の農山漁村振興交付金というようなことで、こちらのみとなっております。ただ、新しいメニューが出てこないとも限りませんので、そういったものを相変わらず模索しているというところがございます。答えとしては、まだ新たな補助については見つけれられていないということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 道の駅の再整備、大変多くのお金がかかるという事業で、村民の方からは、正直そんなに金かけるならイノシシ何とかしろとか、給食費何とかしろという人も

います。そういった中で、このような大きな事業を行うわけですので、補助金の確保に努めていただき、しっかりと計画的に進めていっていただきたいと思っております。

運営に関しても改善・強化が必要となると思いますが、社員育成も含めて村としての何かしらの考えはあるのか伺います。例えばコーディネーターを受け入れて指導に当たるとか、そういうのがあればお聞きします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まだ道の駅の運営の部分については、正直着手していないところではございますが、運営については十分な費用対効果による効率的な運営を行うということと、お客様のニーズに合った道の駅ということを目指しまして、ぜひ多くのお客様に入っていただくことが一番の運営の改善ではないかなというふうに考えてございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今回この事業に対しまして、公表、お知らせはしないとは思いますが、村民の皆さん、もうほとんど知っていらっしゃると思うんですよ。特に、農家さん、製造業者の方は大変期待していると思っております。イノシシ対策も同時に強化していただきながら進めてもらいたいと思っております。

出荷した農産物の持ち帰り、廃棄などを極力減らすためにも、ぜひ6次化商品の開発に力を入れてほしいと思っておりますが、加工等の部分で、そういった加工所施設の考えは、つくづくらないあったんですけれども、今現在はどのような方向ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

6次化開発、それからその施設整備はというようなおたただしだと思うんですが、こちらにつきましても農水産物の加工ということであれば、先ほどの交付金に合致する部分ではございますので補助の対象にはなりません。ただ、まだどういった部分でやっていくかというような部分については今後の検討になりますので、具体的にはどのような形になるかはまだ未定でございます。ただ、そういったことで考えてはまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

では、最後、村長に取り組みに対しての意気込みをお聞きしまして、終わりたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

道の駅につきましては、まず今必要になっております駐車場がやっぱり手狭だということと、平日で利用者が多いというのはやっぱり高齢者でございます。高齢者の方が利用しやすい駐車場の整備、これが地元の農産物、あとは地場産品の販売促進につながると思っておりますので、高速道路のサービスエリアがあります。あれは前進で入って前進で出ていくというような駐車場の整備と、あと大型トラック等が会津に行くには一番最短な距離で行けるというようなことで、大型トラックの量も増えております。この大型トラックの利用者、運転手の方々も含めて、惣菜等の利用も需要があるというような話も聞いておりますので、そういったところの整備も含めてやるのと、あとは村民の皆様から、特に子どもたちがそうなんですけれども、自然豊かな天栄村の中でどこにも公園がないと、ぜひ公園をつくってほしいというようなことも言われております。その森林再生事業とともに整備するのと、あとはその一体の中で芝生を敷き詰めた中で、村民の子どもがいるご家族の皆さん含めて、そのような皆さんがその中で一日を過ごして、帰りにはその道の駅で夕食のものを、食材を買って帰れるような、そういうものにしてまいりたいなと思っております。

また、建物におきましても、これから教育・学習というような中で、高校生まで農村、漁村の体験をするというようなことになりましたので、そういう教育旅行の受け入れ先としても大いに活用できるものでございますので、そこも整備しながら、より多くの方々に天栄村に来ていただくと。

そして、今、議員がご指摘のように、6次化につきましてもさまざまな天栄村の特産品がありますので、また新たなブランド、新たな商品とした、そういったものも移住者、あとは主婦の方々のご意見等もいただきながらつくってまいればなという思いでございます。

あとは、建物については軒下テナントとか、例えば1坪スペースであるとか、本当に省スペースの中で低料金で利用できて、自分がつくったこの6次化商品、あとは手芸品、工芸品、そういったものも売れる場所も必要かと思っておりますので、天栄村の中でより多くの方々が来るのが道の駅でございますので、その中でそこを整備する。公園機能を持って地元の方々、村民の方々も利用する、他県から来た方々、あとは、このより多くの方々に利用していただける施設となるようにいろいろな補助等を模索しながら、なるべく村に負担がかからない方法で進めてまいりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解いたしました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君の一般質問は以上で終了いたしました。

一般質問の途中でありますが、昼食のため、1時30分まで休みます。

(午後 零時00分)

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

◇ 小 山 克 彦 君

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君の一般質問の発言を許します。

5番、小山克彦君。

[5番 小山克彦君質問席登壇]

○5番（小山克彦君） 天栄村議会会議規則に基づきまして、通告書のとおり質問いたします。

質問1、友好（姉妹）都市について。

地方自治体において、都市や他地域との交流を進めることは、地域の経済や社会・文化など、多面において大きな効果が期待でき、村の活性化を図る上で選択肢の一つかと考えます。特に、交流人口の拡大は天栄村の今後の課題であり、友好都市の効果は観光や農業の振興に大いに貢献するものだと思います。

今後、友好都市などの締結を積極的に考えるべきと思うが、村長の考えを伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

友好都市などの締結や協約に至るには古くからの歴史的、もしくは文化的な交流があるなど、協約に至る理由と相手自治体との合意が必要であります。

就任以来、他市町村との交流・友好関係の必要性を感じており、これまでに交流やつながりがある都市部の関係者と友好都市の交渉をしまいましたが、震災後といったタイミングもあり、相手方からの合意が得られていない状況であります。

村としましては、交流人口の拡大を図るためにも友好都市の締結について、前向きに考えておりますので、議員の皆様方からの他地域との交流に係る情報などもいただきながら、引き続き関係構築に努めてまいります。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この質問をするに当たり私なりに調べたんですけども、福島県内の各市町村、天栄村を含めて8つぐらいしか他との交流都市って結んでいないところなんですね。あと、ほかはほとんど結んでおりまして、多いところだと外国、国内3都市とか、そ

ういうふうな結びつきをしております、かなり親密にやっているところ、さほど親密でないところいろいろあるんですが、質問のとおり教育の面とか、いろんな面で効果があると期待できるんですね。今、村長の答弁でも今後こういう友好都市、交流都市を見つけていきたいということなんですけれども、企画課長にお伺いしますが、友好都市でもたらされるいろいろな効果、いろいろあるかと思うんですけれども、考えられることってどういうものがありますか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

友好都市の締結を結ぶことによりまして、メリットということでございますが、まず相手の地域がありますと客観的に評価を受けるということで、地元の住民の方々がまず自分の地域を再認識したりすることになりますので、保全・美化の意識啓発にも結びつきます。

また、特産品の販売や販路の拡大、開拓、宿泊産業等の活性化、新たな技能・産業の創造のきっかけにもなると思います。

また、子どもたちの交流などを考えますと、人間性や社会性の育成等、教育の充実にも結びつくと思われまます。

また、こちらは大きいんですが、災害時の応援の体制、関係づくりというものも有効にできるというふうに考えます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 私がこの質問をすることで、企画課長もいろいろな事例等々、多分調べたのかなと思いますが、中ですごい地域に役立っているとか、そういう事例があったらご紹介いただきたいんですけれども。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えをいたします。

今回お話のように、ちょっと調べさせていただきました。県南のある地域、自治体なんですが、こちらにおかれましては昭和39年より都内の都市と協定を姉妹都市ということで結んでおられまして、以降55年目になるわけでございますが、今でもさまざまな分野で、かつ自主的な交流、といいますのは、行政サイドの主導だけではなく地域の住民の方々と相手の方の地域との自主的な交流もあるということで、こちら理想的な見本的な地域であるというふうに見ておりました。

具体的にいいますと、主な事業といたしましては、子どもの交流はもちろんなんですが、こちらに来ていただいて田舎暮らしといいますか、農業の体験をしたり、あとはもちろん物

販・物産の交流がありますが、あとはスポーツ面でもバレーボール大会や野球、駅伝の招待や山岳交流、また、文化面では都市のほうにありますが管弦楽団の公演や文化的な芸術交流なども行われておるところがございました。そういったことは参考になる地域だと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 先ほど村長の答弁で、いろいろ話が幾つかは出たということなんですけれども、具体的な名前はいいですが、どんなことで途中でだめになったとか、具体的な名前は伏せても構いませんが、ちょっと事例どうだったんでしょうか。大体何件ぐらい話あったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

やっぱり震災と原発事故があった後に、姉妹都市、友好都市を結んでいる市町村がいろいろと応援協定を結んで、農産物の物販などにつながったりというようなことがありまして、私も首都圏のところと何とか友好都市か何か結べないかということで、さまざまな方々を介したり、また、あるいは関東地方村人会会長の住んでいるところ、ぜひどうだというお話をいただいて、いや、私もぜひ進めたいというようなことで行ったんですが、その中でいけば、ロケット開発に取り組んでいる企業があったり、関連するところがないとだめだと。ある程度、もう話は進んではいただいたんですが、じゃ私も行きましょうというところまでいったんですけれども、どうしてもそういう関係があるところというようなこともありました。

また、あとは千葉県の市については、まだそこまで結ぶのにはまだまだやっぱり時間がかかりますねと。そこは直接、市長と私もその市に行ったり、その市長、副市長、議員さんも天栄村にお越しいただいて二岐温泉に泊ったりもしながら、今後こういう関係が続けながらというようなことで、なかなか今築いているところがありますと。あと、大変申し上げにくいんですが、福島県ではやっぱり大きな震災と原発事故があったところで、なかなか地域の市民から理解を得るのにはちょっとかかるねというお話もされました。

あとは、東京都内の区になるんですけれども、ここも小さな自治体よりも幾つかの自治体と連携した形であれば、今後、首都直下型の地震であるとか、南海トラフというようなこともありますので、万が一災害が発生した場合、その地域の方々が避難される場所と、まずは災害時の協定を結んだ段階で進めてはどうかというようなことで、これは天栄村も加盟しているささつな自治体協議会、今、防災協定、災害時の連携協定というようなことで協定を結んでいるほとんど町村が多いんですが、そこと東京都内の区とを結ぶと。中には、文京区と結んでいる島根県津和野町があるんです。そこが中心になって、進めることをやりましょうというふうな話にはなって動きはしているんですけれども、まだ一カ所も締結には至ってい

ない。

また、あとは海外に目を向けますと、玉川村さんが台湾と姉妹都市というようなことを結んでおります。ここについても、今インバウンドで台湾から多くの方々がいらしていると。ぜひどうですかというお話もいただきながら、私もそういったところでいろいろ連携なり友好が図れば、また誘客、そして文化の交流など、さまざまな点でなれるというようなことで交渉をしているところがございます。まだ一件も決まっていないというのが現状でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今、村長のそういうお話を聞いて、村長は積極的に友好都市、姉妹都市、動いているんだということを聞いて大変安心しました。

やはり、天栄村はスキー場もあるし、ゴルフ場もあるし、夏も冬もいろいろ特色のある村だと思うんですよ。そういう意味から、天栄村のほかにはない魅力というのを売って、ぜひ天栄村にいろんな子どもたちの交流とか、そういうふうなことを図っていただければなというふうに思いますし、また国内に限らず、例えば今おっしゃったように、台湾とか東南アジアはすごく発達してしまっていて、例えばスキーとか、そういう関係のスポーツに興味を持っているところもかなりあるみたいですので、ぜひさらに努力して、我々もいろいろな話をして協力をしていきたいと思っておりますので、ぜひそういう友好都市というものを結んでいただきたいというふうに思います。

というのは、天栄村は少子化、子どもたちがだんだん少なくなったり、人口が減っていくということになると、施設の利用というのを考えますと、非常に5年後、10年後になると心配なんです。そういうふうな施設の利用を考えた場合に、例えば夏の合宿とか冬の合宿とか、そういうふうな面で施設を有効利用していただければ、地元の温泉とか、あと農家とか非常に効果があるんじゃないかというふうに思います。ぜひこれから、いろいろ積極的に友好都市に関して動いていただきたいというふうに思います。

それでは、2問目に行きます。

天栄風力発電所の譲渡について。

昨年、議会の全員協議会の中で、二岐山麓の天栄風力発電所について、ある企業から譲渡の引き合いがあり、話を進めているとのことでした。

その内容と現在の進捗状況、引き渡し後の新発電所の計画内容について伺いたい。

また、譲渡することを判断した要因は何か具体的に伺いたい。よろしくお願ひします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

天栄風力発電所の譲渡については、平成30年7月に議会全員協議会において内容をご説明申し上げたところでございます。

内容については、稼働から既に18年が経過し、老朽化が著しい。当該施設を企業に無償で譲渡し、企業において既存の風車4基を撤去した上で、新たに2基の風車を新設し、電気設備や変圧器等はメンテナンスをしながら既存の設備を利活用するものでございます。

現在の進捗については、今年2月に企業と引き渡しに係る協定を締結し、企業においては風況調査の準備を行っておるところです。

今後においては、来年3月までに経済産業大臣に発電事業廃止届を提出した後、公有財産の処分について議会の議決を得た上で、企業との譲渡契約を締結し、譲渡に至る予定でございます。

また、民間における風力発電所の稼働については、令和4年からを予定しております。

また、譲渡を決断した一番の要因としましては、耐用年数が経過した風車を運営する際の高額になるであろうメンテナンス費用及び最終的には撤去の際の高額な費用がかからないこと、さらには、村の再生可能エネルギーのシンボルとして親しまれてきた風力発電所が形を変えて運転されることが村民にとって望ましいことではないかと勘案し、判断した次第です。風力発電所の譲渡がよりよい形で行われるよう慎重に進めてまいります。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 新しい会社というか、民間会社に譲渡するということなんですけれども、その民間会社の名前とか実績とか、そういう具体的なことを知りたいんですけれども、まず名前、資本金、出資はどこで出資しているのか。

それから、今までの風力発電、電気事業の実績を教えてくださいませんか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、今回の会社につきましては、三井物産プラントシステム株式会社様という会社でございます。

〔「三井物産何ですか」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） プラントシステム株式会社です。こちらの会社は三井物産の100%子会社で、資本金は100億円。

ここに出資する会社なんですけれども、東京海上アセットマネジメント株式会社というところでございます。

風力の実績についてということなんですけど、こちらのほうは三井物産さんのほうがプラントシステムという会社をつくりまして、今後、全国の風車が老朽化している中、こういった

ものを経済産業省のシステムを使いまして置きかえるというような事業を展開していくということで、まだ風力に関する実績はございません。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この会社、そうすると設立年月日というのはいつなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えします。

その前に、すみません、1つ訂正させてください。資本金の部分なんですが、失礼しました。100億円という話だったんですが15.55億円というようなことで大変失礼しました。

〔「15.……」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） 15.55億円です。5,500万、失礼しました。

〔「15億5,000万」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） はい。5,500万です。失礼しました。

それで、設立年月日なんですが、2007年4月1日というようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 設立が2007年4月1日ということは、もう十二、三年ということなんですけれども、その間の事業実績というのはないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

この三井物産プラントシステムさんにおかれましては、今後、新エネルギーの推進本部というようなことで、いろいろなエネルギーシステムの推進をしていくというようなことなんですが、今までの部分としては機械や運輸システム、そういったものであったり、それから流通事業といたり、ヘルスケアサービスといたり、そういった部分についての取り組みをなされてきた会社で、今後は新エネルギーに取り組んでまいりたいというようなお話でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ということは、この三井物産プラントシステムの中で新しく新エネルギー推進本部というのをつくって、新エネルギーに関する事業を展開していくということなんですが、その事業内容というのは、既存の風車を買うというか、譲り受けて、その既存のいろいろな施設を利用してやっていくというのに特化しているんですか。それとも、新しく風力発電所の建設なり何なりやっていくということなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今いろんなところで風力発電であるとか、そのほか水力、地熱、いろんな発電施設が、いわゆる再生可能エネルギーということなのですが、それができていたというふうなことなのですが、そちらがやはり一部老朽化によって古くなってきてしまっていて、そういったものを今後どうするのというのが、そこの設置した自治体であったり、またこの国の課題というようなこともございまして、それで経済産業省、こちらのほうから、いわゆる固定買取制度におけるリプレース、リプレースというのは置きかえるという意味なんですけど、そちらを認定するよというような制度ができております。

こちらについては、どういったことかといいますと、廃止予定の既存の発電施設の連携利用料等を活用して運用するもの、こういったものについては、買い取り価格をほぼそのままというようなことで国で認定して、その際に既存の持っている施設については、ある一定期間までに発電施設の廃止届を出すというようなことで、その後続けていただくことで新たな初期投資は行わず、新たな初期投資というか、既存の持っているところについては撤去したりということによって費用をかけず、そしてまた、新たに参入するところについても、なるべくインシヤルコストをかけないようにというようなことで事業を運営するというようなことで、今、国のほうで推進しているシステムで風力・地熱・水力についてこのようなものが今設けられているというようなことでございます。

先ほどの三井物産プラントさんのほうにつきましては、この制度を利用してこの事業に参画するというようこととございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 固定買取制度、これリプレースするというのは、固定買取制度って平成何年でしたか、新しくできて、それって平成33年までですよ。ということは、それまでに、要するに旧発電所を譲渡してもらって、その旧発電所の事業者が廃止届を出してやれば、この新しい会社が同じ条件で電気を買って取ってもらえますよという話なんですか、簡単に言うと。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

先ほど固定価格の買い取りについては、33年7月までということなんですけれども、先ほどの制度のほうもう一度申し上げますが、まずこちらをもう計画があつて事業認定していただく必要がございまして、まず、その新しい会社で、事業認定をした後、それが終わって

から2年間以内に既存の風力発電施設が廃止になった場合には、これに合致して、先ほどの固定買取制度の優遇が受けられるというようなことをご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今、課長が事業認定してもらおうという話がありましたが、事業認定してもらおうというのは、要するに天栄村の二岐山麓の風力発電所を新しいことでやるためのいろんな許認可、それをクリアして事業認定してもらおうという意味ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

事業認定に関しましては、私どもの天栄村のほうの風力発電からという話ではなくて、三井物産プラント側さんのほうで、天栄村の風力発電所をリプレースしたいというようなことで申請をして、その上で、いろんな状況を整えた上で認められるというようなことでございます。よろしいですか。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ということは、去年こういう話があって、本来ですと今年3月に引き渡しというような予定だったんですけども、それができなくなって、今いろんな調査を継続してやっているという話にそこで通じるわけですね。わかりました。

それで、要は、私がこの一般質問するのは、なぜ質問するかというと、この発電所、今まで18年間ですか、稼働してきて、結構村民にも親しまれてきております。これを無償で譲渡するということで、これまだ村民には公表というか、やっていないですよ、議会の中での話だけであって。貴重な村有の財産、それも発電して、売電して収入を得ているというようなことを、やっぱり村民にある程度知らせないで進めるのはいかかかなということで思いますし、またもう一点は、無償譲渡するということは、既存の4基を取り壊しも向こうで持つてやるということで、それはいいなというふうに単純に思うんですけども、逆に言うと、耐用年数は一般には17年、法定耐用年数は多分17年だと思っているんですけども、今、かつて大体、国内の風力発電が始まって、ほぼ天栄村と大体同じ時期にほとんどの風力発電の売電というのが始まったんですよ。学術調査以外の風力発電でやめたっていうのは余りないですよ。天栄村もいろいろメンテナンスはあるんですけども、それなりに稼働しているということで、本当に取り壊し費用をもってくれるから無償で譲渡して損しないのという単純な疑問があるわけです。やっぱり貴重な村民のそういう財産を、お金を生んでくれる財産を簡単に手放して、それも無償でいいのかなという疑問がありますから、それきちんと村民に示す必要があると思うんですよ。

そうすると、やはり今までの天栄村風力発電、村営の発電所、これがどうだったのかとい

うのを改めて検証する必要があるというふうに思います。まずこれ、建設時から、建設、2000年12月の稼働ですから18年ですか、の各費用、それから今までの必要経費、いろいろあるかと思うんですけども、それらをトータルした中でどのぐらい損しているのか、どのぐらい、はたまたもうかっているのか、どのぐらい村の会計に繰り入れたのか、どのぐらい基金に積んであるのか、そういうことをもう一回きちんとここで知りたいんですよ。これ、課長にお話ししてあったんで、それ多分、今発表できるかと思いますので、それを発表していただけますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、今まで風力発電のこの関係で幾らほど収入があって、じゃ幾らほど支出したのかというようにございまして、まず会計自体は、特別会計は12年度からなんですけど、その以前から補助金をいただいたり建設をしたりということで、会計年度的には平成10年から動いておりました。そこからで換算させていただきます。

まず、総収入なんですけど22億6,984万1,000円。

〔「22億」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） 6,984万1,000円です。うち売電額が12億2,860万5,000円です。

〔「12億2,860万」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） 5,000円です。

総支出なんですけど21億1,111万3,000円です。差し引きをいたしますと、いわゆる総収入、総支出を引きますと1億5,872万8,000円の黒字でございます。

今ほこの中の、またもう一つのご質問で、じゃ一般会計から特別会計への繰り出しと、それから特別会計からの、いわゆる戻しの部分で幾らだったのかというお話だったんですけど、こちらについては、一般からの持ち出しについては3億1,449万3,000円です。

〔「3億」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） 3億1,449万3,000円です。

特別会計から一般会計の戻しについては1億4,893万5,000円です。

単純にこれだけを差し引きしますと、こちらについては1億6,555万8,000円の赤字でございます。しかし、ここに積み立てをしておいた基金がございます。基金が現在4月末付の残高で2億8,780万5,000円ほどございます。これを今の赤字と相殺しますと、やはり1億2,247万円ほどの黒字というようなことで。

〔「1億」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） 1億2,224万7,000円ということでございます。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 最初の建設当時、多分10億ぐらいだったと思うんですけども、補助が半分、村が半分ということだったんですけども、そのときには起債しなかったんですよ、自主財源でやったんですよ、確認なんですけれども。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今ほど議員おっしゃったとおり、総工費については10億274万円というような数字でございます。補助金については約半分の5億3,349万円ということでございます。起債については、おっしゃるとおりゼロでございます。

なお、ちょっと私もわからないものですから古いものをひもときますと、当時いわゆる売電して収入を得る部分については、起債は望ましくないという判断だったようでございます。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） それで、10億のうちの半分、約5億なんですけれども、17年で減価償却ということなんですけれども、それを考えますと、直近の5年ぐらいの年度別の売電と必要経費を比較してどのぐらいになっているのか、黒か赤か。その辺どうなっていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

申し訳ございません。ちょっと10年間で計算してしまいました。よろしいですか。

平成21年から32年までの収入額というようなことで、こちらのほうは、いわゆる一般からの繰り入れとか、そういったものは除かせていただいて純粋な、いわゆる収入額というようなことでございます。こちらは7億7,696万4,000円でございます。内訳としては売電額と保険金、それから基金の利子でございます。一方、同じ時期の支出額につきましては5億1,509万円です。こちらについては、基金に積み立てしているものを除いた、例えば人件費であるとか、必要経費全てでございます。トータルしますと、こちらについては直近10年でございますと2億6,187万4,000円の黒字でございます。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） そうしますと、直近の黒字で2億6,000万と、年間約2,600万の黒字という、これ単純にですけども、約2,500万の黒字というふうに考えていいかと思うんです

けれども。

それで、旧と言っちゃいけない、今までの二岐の村営の風力発電所、そういうようなことで営業というか、売電してきたということなんですが、これから無償譲渡するということがあります、年間2,500万円ですよ。これをいろいろ、先ほど村長のお話でも古くなれば古くなるほどコストがかかるというのは確かにありますが、それを含めて、今後、例えばこの風車を5年なり10年なり面倒を見ながら運営していくというような試算は、どういうふうな計算をしましたか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

申し訳ないんですが、具体的な私自体、多分されているんでしょうけれども、いわゆる私については、これがもうちょっとされるということが含みでもういただいたものですから、そこまではちょっと把握していないところがございます。ただ、私のこれ私見になってしまうんですが、やはりこれから延命していったとしても、ほかの地区では風車の倒壊などが見られていることもございます。やはり、大規模な修繕であったり大規模なメンテナンス、あるいは建てかえということになってしまうと、先ほど申し上げましたように、固定価格の買い取りがあくまでも33年といえども令和3年までなんですけれども、3年7月までしか買い取りがこの金額ではやっていただけないということになれば、なかなかちょっと厳しくなってしまうのではないかなという所感でございます。お答えになっていないんですが、すみません。以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今のは課長の私算ですよ、私算の私算ですよ。どうなんです、これ、ある程度お金かけてシンクタンクに例えば試算をしてもらうとか、そういうふうなことはやったんですか、やっていないんですか。去年の段階で、ずっと続けるのも一つの方向性だし、今回の決定みたいに無償譲渡するのも一つの決定。逆に、ある程度この試算で年間2,500万円稼いでいるんだとしたら、その分の保証ぐらいは請求してもいいかなというふうに思うんですけれども、その辺の試算というのは、私算じゃなくて例えばいろんなところにコンサルに頼んでやってもよかったんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はやったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えします。

再度のお答えになってしまうんですが、基本的にはそういったコンサルとか、専門業者、

そういった方にやっていただけないと。ただ、その中で先ほども申し上げましたが、33年7月以降についての、いわゆる東北電力の売電、こちらについては今後の交渉というようなことで正直な話、買っていただけるかいただけないか、そういった部分はわからない。その中で、結局そうなると、もう売電収入がなければ置いてもしようがない部分というようなことになりまして、そうなるとやはり、結局残るは撤去してあそこを現況に戻すというような多額の、今までせつかく稼いだ風車の部分の例えば基金等を使ってやらざるを得ないというような判断をさせていただいたというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今、課長、33年度で固定買い取りは終了するということがあったんですけども、これ何、新しく引き継ぐ会社は、引き継いだ場合にはこれ33年で終わらないんですか。それはちょっと確認なんですけれども、どうなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、いわゆる経産省でつくっています固定価格買取制度におけるリプレースということで認定しておりますので、先ほども申し上げたかと思うんですが、やはりいろんな地方で風車の存続に関して問題ができています。それを新しい資本が入って、また効率的にやっていただく場合にはそれを認めるよということでございますので、リプレースの認定がない限りは難しいということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ということは、継続して運転する分には33年で終わりだけれども、経済産業省のその方針に従えば新しく既存のやつを引き継いでやる分には、固定買取制度は続く。ちなみに、それはどれぐらい続くんですか、永遠ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらは20年ということになってございます。

〔「33年から20年」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） はい。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） もう一点なんですけれども、村で現発電機、ある程度何年か面倒を見ながら運転して、その後でその撤去費用とかもちゃんと持った上で、村で改めて発電、売電を新しい機械を導入してやろうというふうな試算、シミュレーションはやりましたか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

先ほどお話ししましたとおり、固定買い取りのリプレース制度がない限り、例えば我々が新しくつくった場合においても、買い取り価格が保証されるものではございませんので、もともとそういった部分で積算はしておりません。ご了承ください。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） それ、新しい民間会社でやるのはリプレース制度を認めるけれども、村で既存のやつを壊して、また新しく新品の大型の発電所をやるというのは、リプレース制度は認められないということなんですか。そういう話なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

若干ちょっと誤解がございまして、廃止した発電施設の内容を続ければということでございますので、例えば天栄風力発電所を一旦廃止して、また別の名前とかで申請していけば認められるという可能性もあるとは思いますが、ただ、しかしながら以前のようなNEDOの2分の1補助とか、そういった部分はなかなか得られないとなると、今後また17年後までに、その17年後は、いわゆる耐用年数ですけれども、そこまでペイできるのかということを試算したわけではないですが、非常に難しいものになるのではないかなというふうに思っています。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 多分、今の課長の答弁は何か確実なところで言っていないですよ、多分という話で。同じ規模でということは、今ままで、今と同じで750キロワットの4本でやれば認められるということなんですか。何かその辺ははっきりしていないですよ。

私が質したいのは、結局それって村の行政の中だけの試算と判断だと思うんですよ。こういうのももちろん試算して、村が損するようなことはやっちゃいけないですけども、やっぱりきちんとこれはどうなんだ、あれはどうなんだという試算をしっかりとプロにやってもらって、その上で判断するという考えでないと、何かすごくあやふやで、今のままの機械をそのまま維持していくのではコストがかかるし、33年度からは固定買取制度がなくなるし、じゃ新しいのにするとどうなのという、それはちょっとわからないですみたいな感じでは、本当に判断に困ると思うんですよ。やっぱりそういうのをきちんとやった上で、それを議会なりにきちっと提示して、これから議会のほうで財産の処分の承認ということが出てくるかと思うんですけども、やっぱりそういうものをきちんと提示してやってもらわな

いと、なかなか納得できない部分かなと。

一番は、無償譲渡、買ってもらうのはありがたいと。壊してもらうのはありがたいから、ただでもらってくださいと言うんだけど、やっぱりそこには、ある程度村でやってきた実績とか、既存の施設とか、そういうのがあるんだから、何ぼかもらってもいいんじゃないかなと思うんですよ、そこは。それは考え方ですけども。そういうのもきちっとしたシンクタンクにデータを出してもらってやれば、請求することもできるかと思うんですよ。それをやらないでやっていけば、じゃただでもらってください、ありがとうございますになっちゃうと思うんですよ。

だから、私は、そういうのをこれから提案して、ぜひやっていただきたいなど。多少金にかかるでしょうけれども。そのための新エネルギー導入基金を持っているんですから。それに金を使っても、それはしょうがないと思います。ぜひそれをお願いします。村長、どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この天栄の風車については耐用年数を迎えたというようなことで、私も就任してから、この風車を気にかけて、天栄村のシンボルとしてやってきたものでございます。

しかしながら、本当に落雷を1回受けてしまうと何百万、あとは一度受けて相当傷めちゃったときには1,600万ほどかかったと。本当に運がよく、これまでそれほどの被害もなく来た中でございましたが、このうちの1基が現在今とまっている状態、休止の状態なんです、これをきちっとやっぱり直すと2,000万近くかかるということも言われました。

そして、職員がこの管理がなかなかできなくて、これは資格を持った方というようなことで、東北電力とか、発電の関連の仕事をやった技術を持った方、資格を持った方でないとこれは見られないと。今、会津若松市の方にメンテナンスをしていただいております。この方も大分高齢になってきて、次の方見つけてくださいというようなことで、大分前からは言われておりましたが、なかなか後任の方がいなくて、今の方に何度も何とか頭を下げてお願いをしてきたところでございます。

そういうことも勘案した中、そして私もせつかくあるものですから、村でも、じゃ新たな風車につくりかえて稼働できないかという話もしました。そうしたところ、やっぱり20億かかるというようなことで、きっちりしたところではなくてメーカーのほうに確認をしたところなんです、それだけの費用をかけて、なかなか補助金もないということも言われましたので、今後、村でのこの風車の稼働というのは大変やっぱり厳しいということの判断をさせていただきます。

そうした中で、今後じゃこれを廃止して、村でこれを全部撤去する、そして今度植林をして国有林として、また返さなくちゃならないといった場合には、解体費用で2億から3億。今ある積立金がなくなってしまうのと、これプラスアルファ、この植林費用がどのぐらいかかるか、まだそこまでは試算はしていないんですが、そういうことも勘案する部分と、数社引き合いがあって、いろいろ話を聞かせていただきました。

その中で、この三井物産プラントさんが良心的に対応していただけると。すごく、ここにも10基、20基と、下郷町さんまで風車を設置してやるという業者もいました。ただ、それは新たに設置したものが実際稼働して初めて、この4基のほうの解体に行きますとか。なかなかその話のつじつまが合わない業者もありました。ここがしっかり丁寧に、じゃこの4基を撤去して、そこに新たな風車2基を設置して稼働していきますよというようなことを話をいただいたので、総合的な判断をした中で、これであれば村にそんなに負担もなくできるというようなことでありましたので、総合的な判断の中で、今回このような形で進めてまいったというようなことでございますので、議会議員の皆様方にもこれまでも何度か説明をさせていただきましたが、ご理解をいただければなと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今、村長から、いろいろとるる説明があったんですけども、ですからこの判断が正しかったというふうなことを証明するためにも、きちんとしたいろんな試算とか、そういうものを専門の人に頼んで出してもらえばいいんじゃないんですかということです。

やっぱりきちんと数字を出してもらわないと、例えば今、4号基は休止していますけれども、これは3月のときに、私が聞いたときには2,000万とかという話あったんですけども、揚妻総務課長に聞いたならば、何か800万とかと話のときには言っていましたよね。そのときに修理費用の見積もりをとったかと言ったら、とりましたよというふうな話だったんですけども、何か話がころころ変わるんですよ。

その修理費用に関してもきちんとした見積もりとか、そういうものを出さないと、やっぱりわからないんですよ。それも含めてきちんとして資料を出して、それを議会に見せて、議会に見せるということは村民の人たちにもきちんとして理解を得ると。この判断は、5年後、10年後、正しかったんだとなればそれはそれでいいんですよ。だから、そのためにもきちんとしてその辺の資料を自分の試算じゃなくて、きちんとした試算を出してもらって、今後、議会等々でもしっかりと検討していくという形をとっていただきたいんですけども、村長、もう一回、どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この判断が正しかったかどうかというようなことで検証というようなことをお話をいただきましたが、それについては専門の方なりに相談しながら、そこは進めてまいりたいと考えております。

そうした中で、今後進めていく上で買い取り価格等がもう期限が。この買い取り価格の。

[「いや、村長、私が質問したのはコンサルタントに、議長、いいですか。もう一回」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 私が今質問したのは、今、村長がコンサルタントにこの判断が正しかったかどうかを判断してもらおうと言いましたけれども、そうじゃなくて、コンサルタントに今判断してもらったってしょうがないでしょう。それは、5年、10年後に結果が出るわけですから、だから判断できるような資料、数字をきちっと出してくださいと。それをきちっと自分のところの試算じゃなくて、ある程度の経験を持ったところをお願いしてやっていただけませんかという話なんです。もう一回どうぞ。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） これは、今委託しているJFEとか、いろいろ専門の方がいらっしゃいますので、そういう方々に相談して、そういった数字を出させていただいて公表したいと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ひとつよろしくお願ひします。その後で、議会でもいろいろとその資料を見ながら、多分議論していくんだなというふうに思えますので、やはり納得する形で今後の風力発電をどうするのかというのをぜひ注視していきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君の一般質問は以上で終了します。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

諮問を事務局長に朗読させます。

[議会事務局長 小山富美夫君登壇]

○事務局長（小山富美夫君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和元年6月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、天栄村大字大里字松山26番地2。

氏名、大木喜寿。

生年月日、昭和28年10月19日生まれ。

○議長（廣瀬和吉君） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

人権擁護委員は、国民の基本的人権と自由人権思想の普及高揚に努めることを目的に市町村に置かれており、本村では3名の方が法務大臣から委嘱されております。そのうち1名の方が3月31日付で退任され、後任の委員候補の推薦について人権擁護委員法の規定により議員会の意見を求めるものであります。

大木喜寿さんにつきましては、長きにわたり郵便局に勤務され、地域との信頼関係を構築してきた経験から地域の実情にも明るく、幅広い知識をお持ちの方であります。

また、26年度から3年間、村農業委員としてもご活躍をいただき、人格にもすぐれ、地域住民からの信頼も厚く、人権擁護委員として適任者でありますので、議員各位のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本件について大木喜寿君を人権擁護委員として適格適任と認める旨答申することに異議あ

りませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は大木喜寿君を人権擁護委員として適格適任と認める旨答申することに決定いたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、報告第1号 平成30年度天栄村繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 報告第1号 平成30年度天栄村繰越明許費繰越しの報告についてご説明申し上げます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定により、平成30年度天栄村一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のとおり令和元年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページの繰越計算書によりご説明申し上げます。

款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、イントラネット光ケーブル移設事業257万4,000円、同額、その他257万3,000円、一般財源1,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、放射能除染事業、1億5,000万円、同額、県支出金同額。

6款農林水産業費、2項林業費、ふくしま森林再生事業1億5,721万8,000円、同額、県支出金1億2,911万8,000円、一般財源2,810万円。

8款土木費、2項道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業553万6,000円、同額、国庫支出金270万円、一般財源283万6,000円。

10款教育費、3項中学校費、ブロック塀等改修事業812万円、ゼロ、年度内完了のため繰越額はゼロでございます。

合計3億2,344万8,000円、3億1,532万8,000円、国庫支出金270万円、県支出金2億7,911万8,000円、その他257万3,000円、一般財源3,093万7,000円、以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認されました。

ここで暫時休議いたします。

（午後 2時40分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時50分）

◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、報告第2号 平成30年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 4ページをお開きください。

報告第2号 平成30年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告についてをご説明申し上げます。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、平成30年度天栄村水道事業会計予算の建設改良費に係る歳出予算の経費を別紙のとおり令和元年度へ繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和元年6月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをご覧ください。

平成30年度天栄村水道事業会計予算繰越計算書にてご説明申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名石綿セメント管更新事業、予算計上額4,158万3,640円、支払義務発生額2,660万3,640円、翌年度繰越額1,498万円、左の財源内訳、起債1,000万円、損益勘定留保資金498万円。

説明は以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認されました。

◎散会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

（午後 2時53分）

6 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和元年6月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

令和元年6月7日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 1号 専決処分の報告及び承認について
日程第 2 議案第 2号 専決処分の報告及び承認について
日程第 3 議案第 3号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4 議案第 4号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第 5号 令和元年度天栄村一般会計補正予算について
日程第 6 議案第 6号 令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第 7 議案第 7号 令和元年度天栄村介護保険特別会計補正予算について
日程第 8 陳情審査報告
日程第 9 閉会中の委員会継続審査申出
日程第10 表彰状伝達
日程第11 議案第 8号 工事請負契約の締結について
日程第12 議案第 9号 財産の取得に関し議決を求めることについて
日程第13 議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについて
日程第14 発議案第1号 教職員の長時間過密労働の解消を求める意見書の提出について
日程第15 発議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	北 嶋	正 君	3番	大須賀	溪 仁 君
4番	服 部	晃 君	5番	小 山	克 彦 君
6番	揚 妻	一 男 君	7番	渡 部	勉 君
8番	熊 田	喜 八 君	9番	後 藤	修 君
10番	廣 瀬	和 吉 君			

欠席議員（1名）

2番 円 谷 要 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸君	副村長	森茂君
教育長	久保直紀君	参事兼 総務課長	揚妻浩之君
企画政策 課長	北畠さつき君	税務課長	塚目弘昭君
住民福祉 課長	熊田典子君	産業課長	黒澤伸一君
建設課長	内山晴路君	参事兼 会管理 者	清浄精司君
湯本 支所長	星裕治君	学校 教育長	櫻井幸治君
生涯学 習課長	関根文則君		

職務のため出席した者の職氏名

議事 局長	小山富美夫	書記	星千尋
書記	大須賀久美		

◎開議の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しております。

2番、円谷要君より、母親の葬儀準備のため、欠席の届け出がありました。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第1号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、塚目弘昭君。

[税務課長 塚目弘昭君登壇]

○税務課長（塚目弘昭君） 議案第1号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和元年6月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第1号 天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

専決第1号 天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月31日、天栄村長、添田勝幸。

天栄村税条例等の一部を改正する条例。

(天栄村税条例の一部改正)

第1条、天栄村税条例（昭和30年天栄村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「寄附金」の下に「若しくは金銭」を加え、「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定

する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に「0.2」を「0.4」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に、「同条第9項」を「同条第7項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、「掲げる者」の下に「に該当する者」を加え、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

第6項、法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

第1号、納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）。

第2号、家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積（法附則第15条の8第4項第1号に規定する特定居住用部分以外の部分を有する家屋にあつては、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び特定居住用部分の床面積）。

第3号、家屋の建築年月日及び登記年月日。

附則第10条の3の次に次の1条を加える。

(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4、法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

第1号、納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係。

第2号、法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号。

第3号、当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由。

第4号、その他村長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項。

第2項、法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

第3項、法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災供用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

第1号、代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)。

第2号、特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途。

第3号、特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の

所在、家屋番号、種類、構造及び床面席並びにその用途。

第4号、各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災供用土地に係る持分の割合。

第5号、法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法。

第4項、法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2号の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号イ、3,900円、1,000円、6,900円、1,800円、1万800円、2,700円、3,800円、1,000円、5,000円、1,300円。

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以下の軽自動車」の下に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号イ、3,900円、2,000円、6,900円、3,500円、1万800円、5,400円、3,800円、1,900円、5,000円、2,500円。

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号イ、3,900円、3,000円、6,900円、5,200円、1万800円、8,100円、3,800円、2,900円、5,000円、3,800円。

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第22条第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第4項中「仮換地等（）」を「特定仮換地等（）」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

第2条、天栄村税条例（昭和30年天栄村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

第7項、第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で村内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

第3号、当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の下に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

第3号、当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨。

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「第9項」を「第10項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

第2項、県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、

国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

第3項、県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

第4項、前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2、法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

第3項、自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の下に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を加え、同条に次の3項を加える。

第2項、法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第2号イ(2)、3,900円、1,000円。

第2号イ(3)(i)、6,900円、1,800円、1万800円、2,700円。

第2号イ(3)(ii)、3,800円、1,000円、5,000円、1,300円。

第3項、法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第2号イ(2)、3,900円、2,000円。

第2号イ(3)(i)、6,900円、3,500円、1万800円、5,400円。

第2号イ(3)(ii)、3,800円、1,900円、5,000円、2,500円。

第4項、法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第2号イ(2)、3,900円、3,000円。

第2号イ(3)(i)、6,900円、5,200円、1万800円、8,100円。

第2号イ(3)(ii)、3,800円、2,900円、5,000円、3,800円。

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2、村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

第2項、村長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った

場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

第3項、前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条、天栄村税条例（昭和30年天栄村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「により」を「によって」に改め、同条第1項第2号中「又は寡夫」を「寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

第5項、法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

（天栄村税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条、天栄村税条例等の一部を改正する条例（平成28年天栄村条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、天栄村税条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

（天栄村税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条、天栄村税条例等の一部を改正する条例（平成30年天栄村条例第30号）の一部を次

のように改正する。

第1条のうち、天栄村税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の下に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の下に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

第13項、第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて村長の承認を受けたときは、当該村長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、村長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

第14項、前項前段の承認を得ようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを村長に提出しなければならない。

第15項、第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を村長に提出しなければならない。

第16号、第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

第17項、第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

い。

附則第1条第4号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

附則。

(施行期日)

第1条、この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、第1条中天栄村税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定、平成31年6月1日。

第2号、第1条中天栄村税条例第94条の改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定、平成31年10月1日。

第3号、第2条中天栄村税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定、平成32年1月1日。

第4号、第3条中天栄村税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定、平成33年1月1日。

第5号、第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定、平成33年4月1日。

(村民税に関する経過措置)

第2条、別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の天栄村税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の村民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

第2項、新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成31年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

第3項、新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の村民税に限り、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項、特例控除対象寄附金、特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成30年6月1日前に支出したものに限る。）

附則第9条の2、特例控除対象寄附金、特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成30年6月1日前に支出したものに限る。）送付、送付又は天栄村

税条例の一部を改正する条例附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の天栄村税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付。

第4項、新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、村民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、村民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条、附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の天栄村税条例（次項及び第3項において「32年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の村民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以降に平成31年度分までの個人の村民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

第2項、32年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき天栄村税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する32年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

第3項、32年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する32年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条、附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の天栄村税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成32年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第6条、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条、別段の定めがあるもの除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の天栄村税条例（以下「31年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

第2項、31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条、附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の天栄村税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等の改正により、改正後の地方税法の条文構成や条文の文言が改正されたもので、一部が平成31年4月1日から施行されることとなったことに伴い、天栄村税条例の一部改正を平成31年3月31日に専決処分を受けたものであります。

主な改正点につきましては、お手元の資料2ページ、新旧対照表をご覧ください。

第1条、第34条の7第1項及び第2項につきましては、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金に改め、文言を整理するものであります。

第94条第3項につきましては、加熱式たばこの重量を紙巻きたばこの本数へ換算する方式の改正でございます。

平成30年10月1日から5年間をかけて段階的に移行することとなっております。

3ページをお願いいたします。

附則第7条の3の2第1項につきましては、住宅借入金特例控除に係る特定取得をした場合の控除期間の拡充であり、第2号につきましては、住宅借入金特別税額控除に係る申告要件の廃止をし、法番号を改正するものであります。

5ページをお願いいたします。

附則第10条の3第6号につきましては、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について規定しており、新設、追加されたものでございます。

7ページをお願いいたします。

附則第10条の4につきましては、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定しており、新設、追加されたものでございます。

9ページをお願いいたします。

附則第16条第1項につきましては、初年度登録から14年を経過する軽自動車税が加重され

る特例を平成31年度に限定し、第2項から第4項までの平成29年度分の軽自動車税のグリーン化、環境負荷低減された軽自動車の特例による軽減額について削除し、法番号を改め、軽自動車税のグリーン化特例による軽減額を新たに規定するものであります。

14ページをお願いいたします。

第2条、第36条の2第7項につきましては、村民税の申告書記載事項の簡素化の規定を追加されたものであります。

第36条の3の2第1項及び第36条の3の3第1項につきましては、単身児童扶養者の扶養親族申告書へ記載事項を追加されるものであります。

16ページをお願いいたします。

附則第15条の2につきましては、軽自動車税の非課税とする臨時的軽減の規定を新設、追加したものでございます。

附則第15条の2の2第2項から第4項までにつきましては、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例を新設、追加したものでございます。

17ページをお願いいたします。

附則第15条の6第3項につきましては、軽自動車税の環境性能割の税率を臨時的軽減する規定を新設、追加したものでございます。

附則第16条第2項から第4項までにつきましては、平成32年度分及び平成33年度分の軽自動車税のグリーン化特例による軽減額を新設、追加したものでございます。

19ページをお願いいたします。

附則第16条の2につきましては、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例を新設、追加するものでございます。

20ページをお願いいたします。

第3条、第24条第1項につきましては、単身児童扶養者の非課税措置対象への追加であります。

附則第16条第5項につきましては、平成34年度分及び平成35年度分の軽自動車税のグリーン化特例による軽減対象を電気軽自動車等に限定した上、新設、追加するものであります。

23ページをお願いいたします。

第5条、第1条のうち天栄村税条例第48条第1項の改正規定中の文言を整理するものであり、第13項から第17項までにつきましては、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置について規定してございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休議いたします。11時5分まで休みます。

(午前10時50分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時05分)

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第2号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第2号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めらる。

令和元年6月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第2号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

専決第2号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成31年4月1日、天栄村長、添田勝幸。

天栄村介護保険条例の一部を改正する条例。

天栄村介護保険条例（平成12年天栄村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「平成30年度」を「平成31年度」に、「3万2,400円」を「2万7,000円」に改め、同条に次の2項を加える。

第3項、前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万7,000円」とあるのは、「4万5,000円」と読み替えるものとする。

第4項、第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万7,000円」とあるのは、「5万2,200円」と読み替えるものとする。

附則。

（施行期日）

第1条、この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条、改正後の天栄村介護保険条例第3条第2項の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

村介護保険料の基準となる介護保険法施行令の一部改正により、平成27年度から公費を投入し、第1段階の低所得者の保険料軽減を行っております。

このたび、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、天栄村介護保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正内容でございますが、説明資料の26ページをお願いいたします。

条例第3条第2項ですが、保険料の減額賦課に係る年度を平成31年度から平成32年度までとし、3万2,400円を2万7,000円に改正し、第3項、第4項をそれぞれ追加するものでございます。

説明は以上であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第3号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 議案第3号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年6月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例。

天栄村税特別措置条例（昭和58年天栄村条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村税特別措置条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴う改正でございます。

改正点につきましては、お手元の資料27ページをご覧ください。

第3条の課税免除における基本計画の同意日を改正するものであり、令和2年度末まで期限延長されるものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第4号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 議案第4号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年6月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.97」を「100分の7.55」に改める。

第5条中「2万1,000円」を「2万3,000円」に改める。

第5条の2第1号中「1万9,000円」を「2万円」に改め、同条第2号中「9,500円」を「1万円」に改め、同条第3号中「1万4,250円」を「1万5,000円」に改める。

第8条中「100分の1.80」を「100分の1.96」に改める。

第9条の2中「9,000円」を「1万円」に改める。

第9条の3中「6,000円」を「7,000円」に改める。

第23条第1号イ中「1万4,700円」を「1万6,100円」に改め、同号ロ中「1万3,300円」を「1万4,000円」に、「6,650円」を「7,000円」に、「9,975円」を「1万500円」に改め、同号ホ中「6,300円」を「7,000円」に改め、同号ヘ中「4,200円」を「4,900円」に改め、同条第2号イ中「1万500円」を「1万1,500円」に改め、同号ロ中「9,500円」を「1万円」に、「4,750円」を「5,000円」に、「7,125円」を「7,500円」に改め、同号ホ中「4,500円」を「5,000円」に改め、同号ヘ中「3,000円」を「3,500円」に改め、同条第3号イ中「4,200円」を「4,600円」に改め、同号ロ中「3,800円」を「4,000円」に、「1,900円」を「2,000円」に、「2,850円」を「3,000円」に改め、同号ホ中「1,800円」を「2,000円」に改め、同号ヘ中「1,200円」を「1,400円」に改める。

附則。

（施行期日）

第1項、この条例は公布の日から施行する。

（適用区分）

第2項、改正後の天栄村国民健康保険税条例の規定は、平成31年度分の国民健康保険税から適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、平成30年度より福島県が運営主体となり、安定的な運営と効率的な事業展開を行うため県が示す事業費納付金を納付するため、村が新たに税率等を定めて賦課徴収を行うものであります。そのため、税率等の改正に伴い条例の改正を行うものであります。

改正点につきましては、お手元の28ページをご覧ください。

天栄村国民健康保険税条例第3条から第5条の2までは、医療給付費分の按分率を改正するものです。

第3条第1項につきましては、医療給付費分の所得割額の算定に用いる率を100分の5.97から100分の7.55に改正し、第5条につきましては、被保険者均等割額を1人につき2万

1,000円から2万3,000円に改正し、第5条の2につきましては、世帯別平等割額を1世帯当たり1万9,000円から2万円に、特定世帯については9,500円から1万円に、特定継続世帯については1万4,200円から1万5,000円にそれぞれ改正するものであります。

29ページをお願いいたします。

第8条から第9条の3までは、介護給付金分の按分率を改正するものであります。

第8条につきましては、所得割額の算定に用いる率を100分の1.80から100分の1.96に改正し、第9条の2につきましては、被保険者均等割額を1人につき9,000円から1万円に改正し、第9条の3につきましては、世帯別平等割額を1世帯当たり6,000円から7,000円に改正するものであります。

第23条につきましては、国民健康保険税の減額の額を改正するものであります。

第1号については、世帯の総所得が33万円を超えない世帯について、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の7割を軽減するもので、基礎となる税額の変更により、それぞれ変更いたします。

第2号については、世帯の所得割が、総所得が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯について、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割を軽減するもので、基礎となる税額の変更により、それぞれ変更いたします。

第3号につきましては、世帯の総所得額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯について、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の2割を軽減するもので、基礎となる税額の変更により、それぞれ変更いたします。

今回の国民健康保険税の算定に使用する按分率等の改正につきましては、天栄村国民健康保険運営協議会へ諮問し、答申をいただいたものであります。

これらの改正については、平成31年度分以後の国民健康保険税から適用するものであります。

32ページをご覧ください。

今年度の改正内容を一覧にしたものでございます。

①の按分率の改正案については、先ほど説明させていただきました按分率等を一覧表としたものでございます。

②の課税限度額の改正及び③の軽減判定算定方式については、地方税法の改正により、3月の定例議会で議決されております。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第5号 令和元年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 議案第5号 令和元年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度天栄村一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,986万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,586万3,000円とする。

令和元年6月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

37ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額407万7,000円、震災復興特別交付税で、ため池底質除去事業分の計上であります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額132万2,000円、低所得者の介護保険料軽減に係る国庫負担金で、負担率は2分の1であります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額161万6,000円、社会保障・税番号制度シ

システムに係る補助金であります。なお、今回は歳入のみの補正計上でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額940万円、プレミアム付商品券事業に係る補助金で、補助率は10分の10であります。

4目農林水産業費国庫補助金、補正額1,605万4,000円、福島再生加速化交付金で、ため池底質除去事業分の計上であります。

9目商工費国庫補助金、補正額196万円、東北観光復興交付金で、広域観光推進事業に係る交付金であります。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額66万1,000円、低所得者の介護保険料軽減に係る県負担金で、負担率は4分の1であります。

2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、補正額545万9,000円、東日本大震災農業生産対策交付金など、4つの補助金の計上でございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額500万円、財調基金からの繰り入れであります。

21款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額431万4,000円、物件等移転補償費につきましては、国道118号改良に伴う光ケーブル移転工事に係る補償金であります。広域観光推進事業負担金につきましては、事業実施に伴う負担金で、那須白河会津観光推進協議会からの収入であります。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額192万7,000円。13節委託料は、防犯カメラの状態を常に監視し、異常発生時に即座に復旧対応するための保守業務を委託する経費でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、防犯カメラ1台を追加でリースするものでございます。合計で6台となります。15節工事請負費につきましては、防犯カメラの設置工事費でございます。当初、既存の電力柱への取り付けを計画しておりましたが、その後、取り付けに関する許可要件が厳しく、また、許可に要する期間もかなり長期間要するということから、防犯カメラ専用の柱を設けて設置することとするものであります。

5目財産管理費、補正額100万円。15節工事請負費でございますが、役場庁舎等の敷地内を7月1日から全面禁煙とすることに伴いまして、プレハブの喫煙場所を設置するための工事費であります。

6目企画費、補正額382万5,000円、118号改良に伴う光ケーブルの移設工事費であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額940万円、消費増税の影響緩和措置として、低所得者等に対しプレミアム付商品券を発行するための経費でございます。対象者は約850人を見込んでおり、財源は全部国庫補助金でございます。

2目老人福祉費、補正額264万4,000円、低所得者の介護保険料軽減に係る繰出金でありま

す。

4款衛生費、2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額5万4,000円、中屋敷行政区のリサイクルハウスの修繕費でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額78万7,000円、実り豊かなふくしまの産地整備事業補助金で、天栄長ネギ生産組合への機械導入の補助でございます。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額472万7,000円。8節の報償費から、次のページの14節使用料及び賃借料までは、村新規就農者支援センターの運営経費でございます。合計45万円でございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、農業経営体育成支援事業補助金で、認定農業者である農業法人への機械導入の補助でございます。

10目開発センター費、補正額14万4,000円、誘導灯など消防設備の修繕費であります。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、補正額58万4,000円、公衆無線設備の設置工事費等でございます。

12目放射能対策費、補正額2,247万1,000円。13節委託料は、ため池の、いわゆる除染委託料でございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、東日本大震災農業生産対策交付金で、大里東部自給飼料生産組合への機械導入の補助であります。

7款商工費、1項商工費、3目観光費、補正額245万円。13節委託料につきましては、広域的な観光誘客、それからインバウンドの推進のため、周遊コースやデジタルコンテンツの整備を委託する経費でございます。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額60万円、避難所標示板の設置工事費であります。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額75万円の減。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） ただいま議案審議の途中であります。昼食のため1時30分まで休みます。

(午前 11時31分)

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

○議長（廣瀬和吉君） 一般会計補正予算については説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 42ページの19節農業経営体育成支援事業補助金というのは、これどう
いう人にやる補助金ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

農業経営体育成支援事業補助金につきましては、地域の担い手となっています認定農業者
さん、それから、それに付随というか、例えば認定農業者を採っている農業法人等ござい
ます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、その認定農業者になっていけば、何に使ってもいいということ
なんですか。例えば、どういうふうなものに補助金をつけて出すわけなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

使い道としては、基本的には農業機械の購入等でございます。それで、認定農業者と申し
ましたが、ただ認定農業者だけではなくて、やはり例えば農地中間管理事業という農地集積
を積極的に進めている事業であったり、経営自体が健全であるとか、そういった部分のポイ
ント制になっておりまして、そのポイントが一定を超えれば該当になるということでありま
して、単なる認定農業者さんのみでは該当になりません。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 補助金の率というのは、2分の1とか3分の1とかありますよね。そ
れはどうなっているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

補助率につきましては、国庫が総事業費のうちの消費税を除いたものを事業費として10分
の3以内、そこに村が5分の1以内で上乘せをしまして、結果的に申し上げれば、機械の半
分を補助するという補助金でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） はい、了解しました。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 43ページ、13節委託料、広域観光推進事業委託料とありますが、ど

ういった事業内容なのか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらは、うちの村で那須白河会津観光推進協議会という広域観光を、協議会を組んでおりまして、今年度と来年度については私どもが事務局になってございます。それで、こちらの広域観光を積極的に推進するというようなことで、例えば、これから、さっき外国人の方に対応した、いわゆるインバウンド用のホームページの作成、それから、例えば天栄村、白河市、下郷、那須、西郷村、それから会津美里町が加入しているんですが、そういった広域的な観光の、例えば周遊ドライブコースであるとか、周遊の基本的なコースを策定して、そういったものを周知していくというような事業でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） この連絡協議会は何年前から組織化されているのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

平成20年からでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 2年交代で幹事というんですか、それを持ち回りということですか。わかりました。あと、FITってありましたよね。あれは今どうなっている、あれ継続しているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

FITについては、今でも継続して行っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） はい、了解しました。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ありませんか。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 歳入と歳出、両方であるんですけれども、プレミアム商品券について、もうちょっと具体的に説明願えますか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

プレミアム商品券につきましてご説明申し上げます。

従来行っていたプレミアム商品券ではなく、こちらは、消費税の増税に伴いまして非課税世帯、低所得者の、あとそれから子育て世帯に対しての国による財政支援ということで行う事業になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） それで、歳入のほうで940万円、歳出が575万円、これ差額ってよくわからないんですけども。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

まず、歳入のほうですが、37ページに載っております国庫のほうで940万円載っております、歳出のほうですが、40ページの民生費の補正額の940万円というところの額を見ていただくと、イコールになっていると思うんですが、委託料の575万円だけではなく、3節、9節、11節、12節、13節、こちら全てこの事業で行うものとなっております。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） それで、今ほどの説明ですと、低所得者、子育て世帯ということなんですけれども、ほぼ天栄村で何世帯ぐらいに、大体1件当たりどのぐらいというふうなことは決まっているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

予算計上する際に、積算では、子育て世帯、3歳未満の子どもの数ですが、大体100人と見て、あと非課税者が750人ということで、850人で計上させていただいております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今、消費税引き上げ、はっきりと決まっていなと思うんですけども、中止するとか何とかといううわさもちらほらあるんですけども、これ、万が一、10%消費税、なくなった場合はどうなるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

市町村のほうにおりてきている情報としましては、今のところは実施するということで予

算計上するようにならざるを得るので、そのままとあえず今の段階では取りやめということには考えておりませんので、よろしくお願ひします。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ありませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 先ほど服部議員が質問したページと同じ42ページでお願いいたします。

12目の放射能対策費の中で、負担金、補助金、東日本大震災等々での補助交付金なんですが、これ、先ほどの説明ですと、大里東部の機械購入とかというような説明を受けて、ちょっとはっきりしたことがわからなかったんですが、どのような内容ですか。説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

先ほどの東日本大震災の農業生産対策交付金の関係なんですが、こちらについては、大里東部自給飼料生産組合、こちらのほうにお出しするもので、内容としては、いわゆる飼料米をまるったものをホイールローダー、ミニホイールローダーという機械と、それを持ち上げる、その先につけるバールクラブというアタッチメントを購入する際の補助でありまして、補助率は2分の1でございます。補助金の内容は、全額国費でございます。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、これ団体で利用するということですね、個人でなくて。そういたしますと、何ですか、今言ったの、ホールクロップではないですね。ホールクロップサイレージのロールベラーをするための機械なんですか。もう少しお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

WCSというようなことで、わらをまるって、それを持ち上げるものというようなことをご理解ください。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 条件的には、物凄く交付金でもらうんだから厳しいような条件があると思うんですが、例えば、組織団体で何町歩、何ヘクタール以上作付で、それを利用しなければならぬとか、何かそういうふうな細かい、厳しい条件があると思うんですが、その辺はどのようになっていますでしょうか。何ら条件はないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、例えば事業団体が都道府県、それから市町村、それから農業者の組織する団体、それから公社、土地改良区等々でございます。その中で、この場合については、農業者の組織する団体というようなことを該当させていただきます。

内容といたしましては、自給農家及び事業参加者が原則として5戸以上であることというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 5戸以上であれば、面積は一向に、何反歩でも、何ヘクタールであってもなくても、条件的には構わない。5戸以上でさえあればよいだけの条件なんですか。面積は関係ないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

すみません。今手元にある採択要件が要綱2の2の成果目標の基準を満たしていることということになってございますので、その中で、もしかすると面積的な要件もあるのかもしれませんが、そこについてはちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答えさせていただきますということでご了承ください。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 内容は大体わかりましたので、後で今の件についてお知らせいただきたいと思います。それだけです。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第6号 令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 44ページをお願いします。

議案第6号 令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ755万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,101万2,000円とする。

令和元年6月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

46ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、6款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額755万7,000円、こちら物件移転補償費としまして、国道118号の野仲地区の道路改良工事に伴いまして仮設管の設置が必要となることから、その補償費分として計上しております。

歳出、2款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費、補正額755万7,000円。14節、15節のほうに計上してございますが、仮設資材の賃借料としまして、配水管等のこちらレンタル料として計上しております。15節につきましては、仮設管の設置に伴う工事費として計上しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第7号 令和元年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第7号 令和元年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額6億5,446万4,000円のうちで、歳入を補正する。

令和元年6月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

49ページをお願いします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額264万4,000円の減。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目低所得者保険料軽減繰入金、補正額264万4,000円の増。

これらにつきましては、低所得者の保険料軽減強化として、所得段階が第1段階から第3段階の保険料をそれぞれ減額するという条例改正につきまして、本日ご承認いただいたところでございます。改正後の条例の規定に基づきまして保険料収入を減額するとともに、当該軽減相当分を繰り入れするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情審査報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日に総務常任委員会に付託となっていました事件5件に、さきの定例会で継続審査となっていました事件1件を加え、計6件について、総務常任委員会委員長からの審査の結果を求めます。

総務常任委員会委員長、熊田喜八君。

〔総務常任委員会委員長 熊田喜八君登壇〕

○総務常任委員会委員長（熊田喜八君） 天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。天栄村議会総務常任委員長、熊田喜八。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号、付託年月日、件名、審査結果、委員会報告の順に報告いたします。

平成31年3月5日。全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書提出の陳情について。審査結果、継続審査。委員会の意見、全国知事会が「米軍基地負担に関する研究会」を開催し、国に提言を公表したことに理解できるものの、本陳情が村民にとって有益か、引き続き審査する必要があるため。

次は、受理番号3です。受理番号、付託年月日、件名、審査結果、委員会の意見の順に報

告いたします。

令和元年6月4日。辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について。継続審査。日本の安全保障の問題を国民全体で議論していくことは理解できるものの、本陳情が村民にとって有益か、引き続き審査する必要があるため。

受理番号、付託年月日、件名、審査結果、意見書の順に報告いたします。

4。令和元年6月4日。辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について。継続審査。日本の安全保障の問題を国民全体の議論としていくことは理解できるものの、本陳情が村民にとって有益か、引き続き審査する必要があるため。

受理番号5。付託年月日、件名、審査結果、委員会の順に報告します。

令和元年6月4日。教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情について。採択。中央教育審議会が1月に文部科学大臣に提出した「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」と題する答申では、教職員の長時間過密労働の解消とはならないため、教職員定数の抜本的な改善を行うことを求める意見書を提出する。地方自治法第99条に基づく意見書提出。

受理番号6。付託年月日、件名、審査結果、委員会の意見の順に報告します。

令和元年6月4日。「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情について。陳情者が指摘する「ふくしま学力調査」が、学力偏重の施策であり、教育現場を混乱させ児童・生徒や教職員の多忙化に拍車をかけている要因になっているとは早急な結論であり、現時点では村内の児童・生徒への不利益になると判断できないため。

受理番号7。付託年月日、審査結果、委員会の意見の順に報告いたします。

令和元年6月4日。地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について。採択。地方自治体の安定的な行政運営と公共サービスの質の確保をするためには安定的な地方財源の確保が重要となっていることから、地方交付税等の財源について、地方自治体の実態に見合った内容となることが重要である。地方の実情を十分に把握し、小規模自治体に配慮した財政措置がなされるよう、意見書を提出する。地方自治法第99条に基づく意見書提出。

以上でございます。

すみません。

受理番号6番のところ、不採択を言わなかったのもう一度受理番号を読み上げます。

受理番号6。付託年月日、令和元年6月4日。件名、「ふくしま学力調査」中止の意見書

提出を求める陳情について。審査結果、不採択。陳情者が指摘する「ふくしま学力調査」が、学力偏重の施策であり、教育現場を混乱させ児童・生徒や教職員の多忙化に拍車をかけている要因になっているとは早急な結論であり、現時点では村内の児童・生徒への不利益になるとは判断できないため。

以上です。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（廣瀬和吉君） 報告が終わりましたので、受理番号1、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書提出の陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、受理番号3、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、受理番号4、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、受理番号5、教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

続いて、受理番号6、「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり不採択とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

続いて、受理番号7、地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休議します。

（午後 2時08分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時15分）

◎閉会中継続審査申出

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、閉会中の委員会継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順に申し出願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） 令和元年6月7日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項及び委員会運営に必要な調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決

定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申し出を許します。

総務常任委員会委員長、熊田喜八君。

〔総務常任委員会委員長 熊田喜八君登壇〕

○総務常任委員会委員長（熊田喜八君） 令和元年6月7日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、熊田喜八。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管事務に係る、研修並びに調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思
います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに
決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会委員長からの申し出を許します。

産業建設常任委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔産業建設常任委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（大須賀溪仁君） 令和元年6月7日、天栄村議会議長、廣瀬和
吉殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、大須賀溪仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し
たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る、研修並びに調査研究及び広報広
聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申し出を許します。

議会広報常任委員会委員長、服部晃君。

〔議会広報常任委員会委員長 服部 晃君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（服部 晃君） 令和元年6月7日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、服部晃。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎表彰状伝達

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、表彰状伝達を議題といたします。

去る6月3日、福島県町村議会議長会総会において、特別功労者として20年以上議会議員として在職し、村の自治の振興、発展に尽くされたとして、8番、熊田喜八君、7番、渡部勉君の2名に対し表彰状が贈られていますので、ここで伝達をいたします。

8番、熊田喜八君、7番、渡部勉君の順に前にお進み下さい。

[表彰状伝達]

- 議長（廣瀬和吉君） 受賞された皆さん、誠におめでとうございます。
これで表彰状の伝達を終わります。
-

◎日程の追加

- 議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。
本定例会に提出された全ての議案審議は終了いたしました。
ここで追加議案が5件ございますので、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思
いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

(午後 2時27分)

- 議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時28分)

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第11、議案第8号 工事請負契約の締結についてを議題といたし
ます。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、櫻井幸治君。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

- 学校教育課長（櫻井幸治君） 議案第8号 工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1
項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天
栄村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、契約の目的、天栄村学校給食センター改築工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、4億1,503万円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、3,773万円。

4、契約の相手方、住所、福島県岩瀬郡天栄村大字大里字東丹下20番地の1。氏名、須賀建設株式会社、代表取締役、須賀道雄。

お手元の議案第8号、説明資料によりご説明申し上げます。

33ページには、工事請負仮契約書でございます。

令和元年5月28日付で、須賀建設株式会社と仮契約を締結したところでございます。

工期につきましては、着工が議会の議決を得た日から3日を経過した日、完成は令和2年2月28日であります。

次のページをお願いいたします。

入札経過書でございます。

令和元年5月27日に入札を実施、その経過書でございます。

次のページをお願いいたします。

35ページが、入札に参加した業者の氏名及び開札の結果でございます。

次のページには、学校給食センター完成のイメージ図を、次の37ページには平面図となっております。

現在の学校給食センターにつきましては昭和56年に建築され、38年が経過し、老朽化が進んでいることや、学校給食衛生管理基準に基づいた、床が乾いた状態で使用するドライシステム方式でないことから、施設整備を図り、改築するものでございます。

建物の概要につきましては、外観でございますが、屋根はカラーガルバリウム鋼板の片流れ、外壁は木材を利用し、やわらかい印象を持たせたイメージとなっております。

次に、構造につきましては、鉄骨造の平家建て、延べ床面積468.5平方メートル、提供する食数は560食であり、学校給食衛生管理基準に基づいたドライシステム方式による施設でございます。厨房の床が乾いた状態で調理することで室内の温度を低く保ち、細菌の増殖を抑え、食中毒のリスクを軽減する効果や、厨房は、調理をする非汚染作業区域と、下処理、洗浄などをする汚染作業区域に区切ることで、衛生管理の向上を図った施設でございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第12、議案第9号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） 議案第9号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、取得する財産及び数量、天栄村学校給食センター給食配送車、1台。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、858万円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、78万円。

4、契約の相手方、住所、福島県須賀川市森宿字北向76番地1。氏名、いすゞ自動車東北株式会社、福島支社、郡山支店、支店長、小熊昌憲。

議案説明資料の38ページをお願いいたします。

38ページは、購入仮契約書でございます。

令和元年5月28日付で、いすゞ自動車東北株式会社、福島支社、郡山支店と仮契約を締結したところでございます。

次のページをお願いいたします。

入札の経過書でございます。

令和元年5月27日に入札を実施、その経過書でございます。

次のページをお願いいたします。

40ページが、入札に参加した業者の氏名及び開札の結果でございます。

41ページが、今回購入する天栄村学校給食センター給食配送車の概要でございます。

購入物品、天栄村学校給食センター給食配送車、1台。シャーシ、いすゞエルフ。特別架装、北村製作所製、荷室（シャッター式）、開閉油圧式リフト付。附属装備費につきましては、記載のとおりでございます。

納入場所、天栄村大字白子字西原地内（天栄村学校給食センター）。

納入期限、令和2年3月26日。

購入金額、税込み858万円。

現在使用しております天栄村学校給食センター給食配送車につきましては、平成14年8月に整備され、購入後17年目となり経年劣化が著しくなっていること。また、給食センター改築に伴い、天栄中学校への搬入、搬出が、現在は校舎と隣接のため配送コンテナを直接手押しによって行っておりますが、新給食センターにおいては校舎から離れるために、給食配送車において運び、リフトでおろすことになることも含み、今回更新を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第13、議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、取得する財産及び数量、小型動力ポンプ付積載車、1台。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、825万円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、75万円。

4、契約の相手方、住所、福島県郡山市田村町金屋字孫右エ門平57。氏名、和田自動車株式会社、代表取締役、和田純一。

提案理由をご説明申し上げます。

小型動力ポンプ付積載車1台を購入したく、積載車の購入について、地方自治法及び村条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料により、内容をご説明申し上げます。

42ページが仮契約書であります。

本年5月28日付で、和田自動車株式会社を相手方として締結をいたしました。

契約金額は、税込み825万円であります。

43ページ、44ページが、5月27日に実施した入札の経過であります。

45ページが積載車の概要であります。

車両は、トヨタ、ダイナ。積載ポンプは、トーハツ製、可搬消防ポンプ。附属品は記載のとおりであります。

納入場所は、大字柿之内字沖内地内（4分団第7班屯所）。

納入期限は、本年12月13日であります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 入札した会社はあれなんですけれども、これトヨタ自動車というのは、団員からの要望であれにしたんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

地元の要望もございまして、あとは、これまでの車両の性能等を勘案して選定をしております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） じゃ、トヨタばかりでないですし、日産もありますよね。日産、マツダもありますよね。これ値段が総務課のほうで一応聞いておいて、その要望に合うものの値段が差があれば、トヨタが断トツに100万円も高いとか、そういうふうになる可能性もあるでしょう。だから、トヨタばかりに限らなくても、それでこのぐらいの値段だから、団員のみに、これで日産でどうですかとか、何か提案することも必要だと思いますけれども、トヨタばかり買う必要もないと思うんですけれども、どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今、議員からのご意見を踏まえまして、今後はそのような方向でも検討させていただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） じゃ、これからは、トヨタも日産もマツダもいろんな一回見積もりをとって、それから団員の要望を聞きながら、例えば、30万円違うからトヨタのほうがいいとか、その団員の要望もありますけれども、これを何台も更新しなくちゃいけないんだから、性能が変わりなければ安いのも買う必要もあるんじゃないかと私は思いますけれども、トヨタばかりではなくてもいいと思うんです、私は。だから、この次からは、そういうのを各社から見積もりをとってあれしたほうが、これ、みんなこのトヨタでも日産でもマツダでも、どこでも構わないんでしょう、この特約店は。ホシノさんとかも何も、みんなこのメーカーでもこれ見積もりとれるんでしょう。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

事業者の確認は必要ですが、どこのメーカー、例えば、この自動車はトヨタでないとかということはないと思います。どこでもとれると思いますので、今後は議員のご意見の

ような方向で進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） だから、みんながみんなトヨタで一本化するの、ちょっとまずいんじゃないかなと私は思うんですけども、それとも、見積もり段階で一回もらって、そして検討するのも必要だと思うので、この次からはそういうふうにして入札してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休議します。3時まで休みます。

(午後 2時47分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時00分)

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第14、発議案第1号 教職員の長時間過密労働の解消を求める意見書の提出ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番、熊田喜八君。

〔8番 熊田喜八君登壇〕

○8番（熊田喜八君） 発議案第1号 教職員の長時間過密労働の解消を求める意見書の提出
について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和元年6月7日。

提出者 天栄村議会議員 熊田喜八

賛成者 天栄村議会議員 揚妻一男

賛成者 天栄村議会議員 服部 晃

天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

提出理由。

中央教育審議会が1月に文部科学大臣に提出した「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」と題する答申では、教職員の長時間過密労働の解消とはならないため、教職員定数の抜本的な改善を行うことを求める意見書を提出する。

意見書送付先

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

なお、意見書は別紙のとおりでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第15、発議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番、熊田喜八君。

[8番 熊田喜八君登壇]

○8番（熊田喜八君） 発議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和元年6月7日。

提出者 天栄村議会議員 熊田喜八

賛成者 天栄村議会議員 揚妻一男

賛成者 天栄村議会議員 服部 晃

天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

提出理由。

地方自治体の安定的な行政運営と公共サービスの質を確保するためには、安定的な地方財源の確保が重要となっていることから、地方交付税等の財源について、地方自治体の実態に見合った内容となることが重要である。

地方の実情を十分に把握し、小規模自治体に配慮した財政措置がなされるよう意見書を提出する。

意見書送付先

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

なお、意見書については別紙のとおりでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） 申し上げます。

以上で、今定例会の会議にされた事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって令和元年6月天栄村議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3時07分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 8月28日

議 長 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 服 部 晃

署 名 議 員 小 山 克 彦

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
諮問1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	6月4日	答申書のとおり同意
報告1号	平成30年度天栄村繰越明許費繰越しの報告について	6月4日	—
2号	平成30年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告について	6月4日	—
議案1号	専決処分の報告及び承認について	6月7日	承認
2号	専決処分の報告及び承認について	6月7日	承認
3号	天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	6月7日	原案可決
4号	天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	6月7日	原案可決
5号	令和元年度天栄村一般会計補正予算について	6月7日	原案可決
6号	令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について	6月7日	原案可決
7号	令和元年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	6月7日	原案可決
8号	工事請負契約の締結について	6月7日	原案可決
9号	財産の取得に関し議決を求めることについて	6月7日	原案可決
10号	財産の取得に関し議決を求めることについて	6月7日	原案可決

議員提出議案

議案番号	件名	議決月日	結果
発議1号	教職員の長時間過密労働の解消を求める意見書の提出について	6月7日	原案可決
2号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	6月7日	原案可決

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
3	平成31年 3月27日	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について	沖縄県那覇市銘苅1丁目3番36号ハピネス新都心Ⅱ302号 「新しい提案」実行委員会 代表 安里 長従	総 務 常任委員会
4	令和元年 5月20日	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について	東京都新宿区四谷二丁目8番地 全国青年司法書士協議会 会長 半田 久之	総 務 常任委員会
5	令和元年 5月21日	教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情について	福島県須賀川市南町 336 福島県教職員組合岩瀬支部 支部長 伊藤 弥	総 務 常任委員会
6	令和元年 5月21日	「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情について	福島県須賀川市南町 336 福島県教職員組合岩瀬支部 支部長 伊藤 弥	総 務 常任委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
7	令和元年 5月22日	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について	福島県須賀川市塩田字 池渋沢121番地 日本労働組合総連合会 福島県連合会須賀川地区連合 議長 鈴木 重一	総務 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件名	結 果
1	平成31年 3月5日	全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書提出の陳情について	継続審査
3	令和元年 6月4日	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について	継続審査
4	令和元年 6月4日	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について	継続審査
5	令和元年 6月4日	教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情について	採 択
6	令和元年 6月4日	「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情について	不 採 択
7	令和元年 6月4日	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について	採 択